むつ市議会第１９１回定例会会議録　第６号

議事日程　第６号　　平成１９年３月２２日（木曜日）午前１０時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第１　一般質問（市政一般に対する質問）

（１）22番　大　澤　敬　作　議員

（２）21番　工　藤　孝　夫　議員

（３）18番　柴　田　峯　生　議員

（４）15番　石　田　勝　弘　議員

（５）12番　村　川　壽　司　議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（５１人）

１番	山　本　留　義	２番	白　井　二　郎
４番	堺　　　孝　悦	５番	川　端　一　義
６番	川　下　八十美	８番	菊　池　一　郎
９番	新　谷　　　功	１０番	濵　田　栄　子
１１番	髙　田　正　俊	１２番	村　川　壽　司
１３番	東　　　健　而	１４番	澤　藤　一　雄
１５番	石　田　勝　弘	１６番	冨　岡　幸　夫
１８番	柴　田　峯　生	２０番	横　垣　成　年
２１番	工　藤　孝　夫	２２番	大　澤　敬　作
２４番	松　野　裕　而	２５番	東　谷　正　司
２６番	東　谷　良　久	２７番	佐々木　隆　徳
２８番	立　石　政　男	２９番	竹　本　　　強
３０番	坂　井　一　利	３１番	福　永　忠　雄
３２番	板　井　磯　美	３３番	飛　内　賢　司
３５番	田　澤　光　雄	３６番	德　　　　　誠
３７番	佐々木　　　肇	３８番	鎌　田　ちよ子
３９番	菊　池　広　志	４０番	野　呂　泰　喜
４１番	杉　浦　　　洋	４２番	千　賀　武　由
４３番	目　時　睦　男	４４番	田　髙　利　美
４５番	澤　田　博　文	４６番	菊　池　　　清
４７番	柏　谷　　　均	４８番	工　藤　清四郎
４９番	服　部　清三郎	５０番	杉　本　清　記
５１番	慶　長　德　造	５２番	佐　藤　　　司
５５番	本　間　千佳子	５８番	斉　藤　孝　昭
６０番	冨　岡　　　修	６１番	川　端　澄　男
６２番	宮　下　順一郎		

欠席議員（１１人）

３番	村　中　徹　也	７番	小　林　　　正
１７番	杉　浦　守　彦	１９番	久保田　昌　司
２３番	千　船　　　司	３４番	赤　松　　　功
５３番	工　藤　直　義	５４番	牛　滝　春　夫
５６番	半　田　義　秋	５７番	坪　田　智十司
５９番	中　村　正　志		

説明のため出席した者

市長	杉山　肅	助役	田頭　肇
収入役	田中　實	教育委員会委員長	山本　文三
教育長	牧野　正藏	公営企業管理者	杉山　重一
代表監査委員	菊池　十皿夫	選挙管理委員会委員長	佐々木　鉄郎
総務部長	齋藤　純	総務部理事出納室長	西堀　敏夫
企画部長	渡邉　悟	民生部長	髙橋　勉
保健福祉部長	名久井　耕一	経済部長	佐藤　純一
建設部長	成田　豊	教育部長	宮下　孝信
教育委員会事務局理事	新谷　加水	公営企業局長	小川　照久
監査委員事務局長	遠藤　雪夫	総務部次長	千船　藤四郎
企画部次長	工藤　武勝	企画部財政調整監	近原　芳栄
保健福祉部次長	佐藤　節雄	保健福祉部副理事健康推進課長	吉田　市夫
建設部副理事建築課長	石田　三男	建設部副理事土木課長	太田　信輝
選挙管理委員会事務局長	大芦　清重	農業委員会事務局長	村川　修司
教育委員会事務局副理事指導課長	宮木　則男	公営企業局副理事総務課長	石田　武男
公営企業局水道技術専門監	酒井　孝	企画部企画課長	奥島　愼一
企画部エネルギー対策課長	伊藤　道郎	企画部財政課長	下山　益雄
経済部農林畜産課長	櫛引　恒久	経済部商工観光課長	中嶋　達朗

教育委員会事務局保健体育課長	成田 晴光	川内庁舎産業振興課長	笠井 哲哉
大畑庁舎所長	伴 邦雄	脇野沢庁舎所長	船澤 桂逸
総務部総務課長	鴨澤 信幸	総務部総務課行政係長	吉田 真
総務部総務課行政係主査	中野 敬三		

事務局職員出席者

事務局長	小島 昭夫	次長	髙田 文明
総括主幹	工藤 昌志	主幹	柳田 諭
庶務係長	金澤 寿々子	庶務係主任主査	濱村 勝義
調査係主査	青山 諭	議事係主任	赤石 奈穂子
議事係主任	葛西 信弘		

◎開議の宣告

午前１０時００分　開議

〇議長（宮下順一郎）　ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は47人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

〇議長（宮下順一郎）　本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

〇議長（宮下順一郎）　本日の会議は議事日程第６号により議事を進めます。

◎日程第１　一般質問

〇議長（宮下順一郎）　日程第１　一般質問を行います。

本日は、大澤敬作議員、工藤孝夫議員、柴田峯生議員、石田勝弘議員、村川壽司議員の一般質問を行います。

◎大澤敬作議員

〇議長（宮下順一郎）　まず、大澤敬作議員の登壇を求めます。22番大澤敬作議員。

（22番　大澤敬作議員登壇）

〇22番（大澤敬作）　むつ市議会第191回定例会に当たり日本共産党の議員として一般質問を行います。

第１に、中間貯蔵施設についてでありますが、最終処分場、これはどこに決まっていますか。明確にお答えを願いたいと思います。

安全な処分は未確立でないか。作業員、また体内被曝、六ケ所村でさえもこういう状態です。東京電力の原発事故は目に余るものがあります。旧アークスプラザへの12億円の寄贈は、何か市民の補償、不安解消、こういうものが明快にされなければ不安がつきまとうのであります。この点について、市長の明確な答弁を求めるものであります。

昨日付の新聞報道でありますが、中間貯蔵施設の問題がきょうの３時過ぎですか、事業許可申請とあるが、どういう形でこれを中間貯蔵施設についてやるのか、許可を求めるのか。これは、議会軽視であり、また田中眞紀子元科学技術庁長官発言にも反するが、理解できる答弁を求めるものであります。

核燃問題については、壇上からはその程度にしますけれども、問題は今の社会情勢からいきますと、仕事がないために自殺者がふえる、住民の暮らしに密着したあの未舗装の分の舗装など、やるべきではないですか、市長。そういうことでもって仕事をふやして、そして今の社会の不安を解消するという、こういう点が大前提になることを求められているわけであります。

あるバスの運転手が睡眠時間が１日に５時間、それで居眠り運転をやって事故を起こしたではありませんか。あれは、完全に労働基準法違反であります。そういう点でのサービス残業をやめながら、社会のそうした悩んでいる人たちを、子供たちを本当に未来に向かって、この日本に住んでよかったという、そういう方向で行政を進めるべきだと思います。

住民の不安をなくするために、６割近い雇用をふやしてきた中小業者に住民の暮らしにかかわる仕事をふやすこと。ハローワークでは解決できない問題が多いわけでありますので、これに対する市長の理解できる答弁を求め、壇上からの質問にしたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　市長。

（杉山　肅市長登壇）

○市長（杉山　肅）　大変難しい質問でございまして、私内容を聞き取るのにかなり今苦労していますから、しばらく考えさせてください。答弁書を読めば答えになるかと思っていましたら、答えにならないのです。

東京電力が原発の事件隠しをしているという発言がございました。事件ではないのです、トラブルなのです。トラブルの中には一部隠ぺいしたものもあります。ただし、報告義務のないものも、今報告をしているという状況です。これは、今のところ電力会社10社という言い方をしますが、ほぼ５社から６社が大体同じようなことをやっている。そこで、なぜそういう現象が起きたかということの真相については、大澤議員もお読みでしょうが、各種のマスコミも載せておりますし、特に通告の際にお伺いしている原発情報誌「げんぱつ」を読んでご発言と、こういうことでありますが、原発情報の「げんぱつ」という本は、読み切るのがなかなか大変なのです。読んで中身を理解して、その表現していることがどうなっているかということを読み取ることはそう簡単ではない。そういう中で、特に「げんぱつ」という本は、原子力事業全般にわたって一生懸命あら探しをしている、そういう立場をとっているようでありますから、その中で指摘されておりますことは、もう大変なきついことを指摘しています。

現在のところ、これは平成14年に一時報告したものがありますが、その報告では不十分だということで、原子力安全・保安院などがさらなる詳しい報告をしてよこせと、こういう指示をしています。平成14年度より前の報告は、文書の調査によって報告をした。今度は内部告発を含めた現場に携わっていた人たちの声を集めて、その中で出てきたことを再チェックして報告をし直している、こういう状況であります。これは、今申し上げたような東京電力に限らず中部電力、関西電力、あるいは北陸電力といったような会社が次々に同じようなことをやっています。これまで抱え込んでいたいわば、最も言いやすい言葉を使うと、しまってあったうみを全部出してしまえ、こういう方針でトラブル隠しを明らかにする努力を重ねてきた、こういうことでありますから、それを一斉にマスコミも報道をしている。原子力安全・保安院も、その立場から再検討を始めている、こういう状況でありますが、トラブル隠しをしたと言われる平成14年以前にかなり危ないことも確かにあります。臨界に達した状況を報告しなかったというケース。少なくとも臨界に達するかもしれないという状況がつくり出されたという経過。これは、主として沸騰水型の原子力発電所で生じておりますが、現在は加圧式の原子力発電所がふえてきておるという状況の中で、技術的にも進歩し、チェックする体制も極めて細やかになってきている。そういう状況を考えながら、これから先の原子力の平和利用ということを我々原子力産業に多少のかかわり合いを持つ者としては、どういう見解で立ち向かうかということを今改めてきちんと考え直さなければならない、こういう時期であろうと思います。

たくさんの隠し事があったということで、住民は言うまでもなく、日本国民全体にも、そんなことであったのかという思いをさせたことは、これは大いに反省してもらわなければなりません。そして、その反省の上に立って、より安全、健全な原子力施設の運転運用がなされるべきであろうと考えており、私の立場としては、原子力発電所、あるいはその他の関連施設で起きている問題については厳密に対応して、安全性を厳しく追求した運転あるいは操業をしていただきたいと願っておるところであります。

中間貯蔵という施設については、大分詳しく説明をさせていただきました。あるいは、議論にも応じてまいったつもりでおります。中間貯蔵、私の表現が少し簡単過ぎるかもわかりませんが、いわば物置、倉庫です。この中で起こり得る可能性については、この後のご質問いただく方もいらっしゃいますから、そちらの方でお答えするつもりでおりますけれども、要するに頑丈につくられた建物の中に厳密につくられたキャスクを保管しておく、こういうものでありますから、私は仮に発電事業に携わる企業として発想が全く同じであったとしても、扱う対象が極めて形のうえでも安全を保つうえでも違うということをご認識いただければと思っておりますので、私はこの中間貯蔵施設について不信感ではなくて、強い信頼を寄せておるということを述べさせていただきます。

残業についてのことと雇用についてのお話が一緒に質問されておりますが、ご通告いただいている部分を読み上げさせていただけば、サービス残業をなくすれば18万人雇用がふえると思うがどうかというご通告でありました。今アメリカの圧力で、いわゆるサービス残業ではなくて仕事の契約の仕方を変えて残業手当というものを払うなという法律ができる可能性が出てきている。アメリカ式の経営スタイルをとれば、残業というのは本来発生しないのだという、そういう要求がアメリカの財界から日本に対して寄せられているわけであります。今我が国では、いわゆるサービス残業というものがかなり行われているという認識がありますけれども、それは必ずしも現実に今日行われているという意味ではないはずであります。残業を減らすという運動がまずあって、その中に極めて少ないケースでありますが、無理やり残業している人もある。それをとらえてサービス残業という表現をいまだに使っておる。サービス残業をなくすれば雇用がふえるということは、日本国全体に対してのご発言であって、我々の土地に対してサービス残業があるかどうかのご確認もまだ大澤議員からご質問ありませんが、よそのサービス残業を減らしてこちらで仕事をふやせという論理は、いささかかみ合わないものがあります。

その中でおっしゃられたことは、あの未舗装の道路を舗装すれば仕事がふえるではないかと。確かに未舗装の部分に工事を発注しますと、仕事はふえます。議案審議をしていただいたはずでありますので、あえて申し上げますが、限られた予算の中で可能な限り社会資本を整備していこうというのが我々の立場であります。サービス残業を減らしているのだから道路を直せという議論に、ただちに肯定することは少し無理な論理になってくるものと考えます。

仕事をふやすための努力は、表に目立つところでも一生懸命やっているつもりであります。また、目立たないところでも実はひそかに進めております。大変光栄なことに、ハローワークでできないことをむつ市ならできるだろうというふうな表現がございました。ハローワークは厚生労働省所管で、多くの職のない人に仕事をあっせんすることを本来業務としている役所であります。そこで一生懸命努力していることができなくて我々にできるのであれば、ハローワークはもうかつて50年以上も前から存在感を失っていたのではないかと思われます。

かつて失業対策事業というものが地方自治体にはございました。これは、国や県の財政的な支援を受けながら短期的な雇用をつくり出すための予算を地方自治体が持った時期があります。失対、失対という言い方をしておりましたが、今そのような事業も我々には実施することは認められておりません。しかし、基本的に雇用をふやすための努力を関係各方面と協力し合いながら続けているのが私たちの立場であるということをご理解いた

だきたいと思います。

以上であります。

○議長（宮下順一郎）　22番。

○22番（大澤敬作）　市長は答弁漏れと私は考えているのだけれども、きのうの東奥日報で中間貯蔵施設、きょう事業許可申請をするのだと。これについて答えていない。私も質問の中身を変えるに大変だったのです、きのうの新聞見て。そういう点を答えていないので明確にしてもらいたい。

もう一つ、原発の問題で、最終処分場、これについて、中間貯蔵施設を作動した場合には、どこに持っていくのだと。これがどこも決まっていない。そういう点について、答弁漏れも含めてはっきりしていただきたい。

○議長（宮下順一郎）　市長。

○市長（杉山　肅）　リサイクル燃料貯蔵株式会社が申請する書類は、私どもには直接関係はございません。これは、県に協議をして、国に申請する書類でございまして、膨大なものであります。我々は、それにタッチすることは一切不能でありますから､内容について申し上げる力はありません。

最終処分場も公募制をとっておりますし、最終処分場を建設するための専門のセクションがあります。そこに今１者立候補しているところがありますけれども、まだ立候補の段階で、現地に赴いて調査をするということにまでは至っておりません。あくまでも文献審査、関係するさまざまな文献を調査するという段階であって、完全に決まるのはいつのことやらわからないというものであろうと思います。私に答えろと言われましても、それは極めて困難な話であり､あと何年たちますか、５年たつか、10年たつか、あるいは30年たつかわかりませんが､そのころに決まる話ではないかと、そう考えておりますので、今お答えする立場にはございません。

○議長（宮下順一郎）　22番。

○22番（大澤敬作）　私は、非常にそれに対しては市長の答弁はごまかしでないかなというふうに考えられるのです。というのは、中間貯蔵施設、むつ市関根に計画されているということまできのうの新聞では書かれているのです。それをわからないということについては、私もわからない、それは、そういう答弁されると。きのうの新聞からいって、一般質問をやるのに、この新聞のために書き直すところがたくさんあった。それにちゃんとむつ市の中間貯蔵の問題が書かれているので、どこにだれが申請するのかということは、お答えできるものになるということで質問の中身を変えたのだけれども。答弁することができないということについては、この東奥日報の新聞の中身は、うそだと思われないのだけれども、非常に今後問題点を醸し出す、そういう状態にありますので、この点については東奥日報にも言い分をちゃんと、正規な報道をするように申し入れもしたいと思っています。

それから、原発の問題については、川内の公民館でも東京電力が来て、キャスクに入れてどうのこうのとやったのです。そうやったけれども、この「げんぱつ」の一番最後のところに、こういう事故がどこの電力会社で起きたということが書かれているのです。それは、私見を入れないで事故の状態を書いています｡そういうことからいって、全く今の答弁では、私ども理解もできない状況にあります。

「げんぱつ」の最後のページには、ちゃんとこういう事故があってということになって、東京電力が12月、この「げんぱつ」は25日でないと配達されませんので、２月分についてはまだ来ていませんが、この問題を考えると、去年の９月のものも私、今回のばかりではないかと、こう言われれば大変それについては欠落した点もあると思うので、去年の分、事故が起きた12中９が東京電力、

このようになっているわけであります。そのほかにも女川原子力発電所２号機とか、これは東北電力、滋賀原子力発電所２号機、これは北陸電力、こういうの以外は東京電力。新潟県の柏崎刈羽原子力発電所、それから福島第一・第二原子力発電所、これが東京電力になっている。だから、何でも原発については、厚意的にそれを別個な立場から報道するという、そういうことではない。「げんぱつ」も、今言ったように、報告されたものをそのまま載せる、こういう状態ですから、これは信用に足りる問題だと。

そこで、私言いたいのですが、東京電力の不正が延べ199、ひな祭りの日に東京電力が６件隠しておった。それが午後３時半、だから事故の中身が200件を超えているのです。そういう点について、これはキャスクに入れるとか、そういうものについては前にも、旧川内町でも私は原発の問題で質問したら、「はい、そのとおりでございます」と、このように東京電力の職員も言ったのを、市長もたしか出席しておったと思うのですが、そういうことがありますよ。そういう点では、もう200を超えているということははっきりしている。そういうことについては、やっぱり市民の重大な不安を解消するために今後とも対応方を、そういう自分の認識だけでなくて、そういうものをちゃんと東京電力でやっているのだよと。

そして、さらに、私つけ加えて申し上げたいのは、田中眞紀子元科学技術庁長官、平成６年11月19日、北村正彌知事あてに対してそういうものについては絶対に認めてはならないというコメントも入っているのです。そして、さらにつけ加えて言えば、平成７年４月25日、田中眞紀子元科学技術庁長官が木村守男知事に対して、そういうふうに言っている。そして、原発についての問題についてはいささかも不安を持たせないということは無理かもしれませんが、そういう点を引用して、県ではなかなか認めない。やはり住民の安全を考えて科学技術庁長官までこういうコメントをしているということをはっきりと認識してかかってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（宮下順一郎）　市長。

○市長（杉山　肅）　認識いたしておりますが、平成の１けたの時代と今日では、原子力に対する国民、地域住民の見方もかなり厳しくなっております。もちろん現在科学技術庁という役所は、文部科学省という形になっておりますし、原子力を統括するのは資源エネルギー庁になっておりますから、それぞれの分掌も変わってきておりまして、原子力に対するこれまでのどちらかというと、日本のエネルギーを確保するために、その程度までは報告しなければならない、この程度までは報告しなくてもいいというような基準もどんどん厳しくなってきておる。その厳しくなっている基準に照らし合わせると、さまざまな問題が出てくるし、当然その中にも疑惑を報告しないでしまっておいているものもある。そういうものを今改めて明らかにしろと、こういう方針で国が取り組んでおるものに各電力会社が対応しているという状況であります。大澤議員がお示しになった平成６年、７年といったような時期のものも今洗い直しをされているということでありますから、その辺をご認識いただきたいと思うのであります。

○議長（宮下順一郎）　大澤議員、ちょっとお願いがございます。先ほどからゲンパツというふうな表現をいたしておりまして、資料を提示しながら、それが新聞なのか、それとも原子力発電所をゲンパツと言っているのか、お聞きしている私どもにとりまして、ちょっと理解できない部分がありますので、その資料についての資料の「げんぱつ」とか、原子力発電所とか、そういうふうな表現をしていただければ、答弁の方もわかりますし、議場にいる方、議員方も理解できると思いますので、

その点はご発言にご協力のほどお願いいたします。22番。

〇22番（大澤敬作）　「げんぱつ」の資料を言っているのは、原発で起こった、その電力会社のことを言っておりますので、その点はご理解願いたいと思います。

市長は、なかなか私の本旨に答えてくれないのです。というのは、中間貯蔵はキャスクに入って、最終処分、これはどこでも受け取るところがない。そういう点について、どこに持っていくのだ、最終処分の問題は、そういうことを聞いても、それには答えてもらえない。答えられないのですか。

（「答えたのです」の声あり）

〇22番（大澤敬作）　どこに持っていくのですか。もう一回確認の意味で。

〇議長（宮下順一郎）　市長。

〇市長（杉山　肅）　私大澤議員のご発言の本旨をなかなか理解できないのですが、私が申し上げたこともなかなかご理解いただいていないようであります。これは５年先になるか、10年先になるか、あるいは30年先でないと最終処分場は決まらない可能性が強いでしょうと、こう申し上げているのです。どこへ持っていくか、私決める人ではないですから、国が、国の出先の機関が決めるわけですから、私に答えろというお尋ねの方が多少無理でしょう。

〇議長（宮下順一郎）　22番。

〇22番（大澤敬作）　自分で進めておきながら、30年だか50年だかわからない、最終処分場がわからないというようなのは、それは答えになっていないし、今後もそういう角度でもって中間貯蔵をやるということになると、最終処分場は、ではどうするのだ、こう聞かれたらどうなるのか。その点については、30年になるか、50年になるかということで言われても私も理解できません。そういうことであったら、中間貯蔵施設をやめればいいのです。そういう考えはあるのかどうか。

〇議長（宮下順一郎）　市長。

〇市長（杉山　肅）　中間貯蔵されたものは50年後に中間貯蔵している場所から運び出すという約束になっているのです。そして、再処理をし、最終処分場に持っていくということになっている。ここでは、50年までお預かりしますよと、その先は別な方法をとっていきますよと、こういう約束になっているわけです。法律もそうなっているでしょう。途中を抜かして中間貯蔵したのを最終処分するというふうなご理解しかないからそういうお尋ねになるのです。今までの流れをきちんと整理してお考えください。

〇議長（宮下順一郎）　22番。

〇22番（大澤敬作）　もっと私の考えていることに答えてもらえれば前に進むのだけれども。

私言ったのが、未舗装の分を舗装するという、そういうやっぱり基本的な考え、地域住民に密着した行政をやってほしいということ、未舗装の分を一つ出したから、そこを舗装しても雇用にはならない。それはそうかもしれないけれども、そういうふうなところもあるから、住民に密着した、そういう公共事業をやってくださいと、こう言っているので、その点についてどのようにお考えなのか。

それから、もう一つ聞いておきたいのですが、１日に５時間より眠っていないで、バスの運転手が居眠り運転で事故を起こしたでしょう。労働基準法違反だと思うが、どうですか。

〇議長（宮下順一郎）　市長。

〇市長（杉山　肅）　未舗装部分については、既にお答えしているのです。お答え申し上げたことについては、メモをとるなり、きちんと考えておいてください。二度とお答えしませんよ、もう。

長野県のバスが京都で事故を起こした責任を私にとれといったってどうするのです。幸いにして

川内交通も脇野沢交通もそんなむちゃな労働条件は使っていませんよ。下北交通もそうです。だから、長野県のあれは相当無理な話なのです、未成年を助手に使ってみたりして。その話をここで責任とって説明しろと言われても、あれはもう既に国土交通省なり警察なりが中に入っている話であって、ここで話題に持ち出すこと自体がかなり無理があるということをお気づきください。

〇議長（宮下順一郎）　22番。

〇22番（大澤敬作）　いや、無理を承知で言っているのです。それは、あなたに責任とれということを言っているのではなくて、そういうことがやられたら労働基準法違反でしょう。こう言っているので、大きな角度でその点は市長の見解を、もしそうであれば、やっぱり法に触れる問題だなと、それくらいの答弁をしても差し支えないと思うのだけれども。非常にわかりにくい答弁で、まず市長、私をごまかすのに一番上手だなと、こういうふうに考えざるを得ない。そういう点で、今は議論をしても、それを改善する、そういう意思のないような、もう舗装については答えているでしょうと。舗装は舗装で、その一つを取り上げているのであって、住民に密着した、そういう事業を起こして、６割近い雇用をふやしてきた中小業者が立ち上がれるように、そこにこそ日本の未来がある、そういうことを言っているのであって、論戦がかみ合わないので、この辺で終わりたいと思います。

〇議長（宮下順一郎）　これで、大澤敬作議員の質問を終わります。

11時まで暫時休憩いたします。

午前１０時４３分　休憩

午前１１時００分　再開

〇議長（宮下順一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

〇議長（宮下順一郎）　次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。21番工藤孝夫議員。

（21番　工藤孝夫議員登壇）

〇21番（工藤孝夫）　日本共産党、川内町、工藤孝夫でございます。むつ市議会第191回定例会に当たり、通告に基づいて質問をいたします。

第１は、厚生労働省の新健康診断の方針と市の計画内容についてお尋ねいたします。市の保健福祉計画では、市民の健康づくりを進めるために必要なこととして、市民のアンケート調査結果を紹介しております。それによりますと、必要なこととして各種健康診査、がん検診の内容や受け方についての情報提供と各種健康診査、がん検診の拡充がほぼ同じ割合で多いとしています。計画では、これらを踏まえ、健康診査、健康教育を充実し、早期発見、早期治療の促進を強調しています。

一方、先般の新聞報道によりますと、厚生労働省は来年平成20年度から実施予定の新健康診断では尿検査がこれまでの必須項目から選択に格下げされそうだと報じました。同時に厚生労働省側が尿たんぱく検査が腎不全や透析導入の予防に効果があるとの証拠はなく、必ずしも全員に行うことは有効ではないと主張するのに対し、日本腎臓学会は、国内の透析患者約25万人の４割を占める慢性糸球体腎炎は尿たんぱく検査がきっかけで見つかるケースが多いとし、腎臓病克服はもちろん、生活習慣病予防の徹底という点からも禍根を残し、検尿システムを破棄することは日本の医療の後退と言わざるを得ないとして厚生労働省と学会側との間で激論が続けられている旨を報じております。

そこでお尋ねいたします。市の保健福祉計画でこの尿検査がこれまでのように必須項目に組み入

れられるのかどうか、この点について答弁を求めます。

質問の第２に廃止路線代替バスに関して質問いたします。一昨日同僚議員も同様の趣旨から質問されております。重複となる部分については、あらかじめご了承を願いたいと思います。

さて、1987年、国鉄分割民営化により鉄道の地方ローカル線の廃止が進められてきましたが、バス路線についても公営バスの民営化及び廃止が進められてきたのはご承知のとおりであります。長年に及ぶ政府の地域政策は､地域間格差を増大し、拡大させました。今では、国土保全、食糧生産などの多様な機能を持つ集落が国土の荒廃など、物理的側面だけではなく、伝統やふるさとの創出など深刻な問題となりました。この間過疎地域自立促進特別措置法などが政策の一環として取り組まれてきたとはいえ、衰退に歯どめがかかるどころか増大の一途であります。このことは、国土交通省発表の調査報告によっても明らかで、このままいけば、今後の可能性が大きいとされるいわゆる限界集落は、全国で2,000集落を超えるとしています。また、秘匿集落とされのは１万5,000集落になることが公表されました。これらのことは、過疎地域のさらなる過疎化が進行するならば、近い将来においてでも集落が限界集落から消滅集落へと確実に進行するのは必至であることを意味しております。

こうした憂うべき現状を背景に、現在川内地区の河川沿い６集落を結ぶ代替バスが平成３年度から地元のバス会社で運行されております。交通手段を持たないお年寄りを含む地域的弱者にとっては､まさに足そのものであります｡現在上り３便、下り３便が６集落を結んで運行されておりますが、上り朝一番のむつ市行きむつ総合病院経由のＪＲバスと路線バスの接続に１時間43分もの時差があるために、集落住民から路線バスの１便増を図ってほしいとの切なる声が多く出されております。交通会社も現状が赤字という中でも運行をされております。集落を維持保全し、地域住民を守る施策としてバス増便の補助の増大方について答弁を求めます。

質問の第３は、農業の振興問題であります。ご承知のように、川内町袰川地区では、従来の高冷地大根栽培の生産に加え、平成15年度からレタス栽培の生産に乗り出し、着実に成果を上げております。それには、生産組合員の意欲と努力と相まって、必要な機械、設備などへの事業制度とともに、町など単独事業としての補助が大きな土台をなしてきました。平成14年度には、高冷地大根とともにレタス栽培に着手し、作付面積の拡大と同時に販売金額も着実に伸びています。消費者の評価もよく、まさにブランド化しつつあります。平成21年度までの過疎地域自立促進計画にも高冷地野菜の生産、流通の向上がうたわれています。大いに奨励すべきとともに、こうしたほかにも新規事業の導入が計画決定された場合、市としての独自の助成が望まれますが、これに対する考えをお伺いいたします。

以上､前向きかつ誠意あるご答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎）　市長。

（杉山　肅市長登壇）

○市長（杉山　肅）　工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市保健福祉計画についての厚生労働省導入の新健診方針と市の計画内容についてであります。財団法人電源地域振興センターにおいてアンケート調査いたしましたむつ市保健福祉計画策定基礎調査報告書では、市民の健康づくりを進めるために必要なこととして、30歳から39歳までの55.7%と40歳から49歳までの45.3%の方々が各種健康診査、がん検診の内容や受け方についての

情報提供と各種健康診査、がん検診の機会拡充を要望していると報告されております。市では、健康診査にかかわる情報提供として、年度当初健康診査の日程を掲載した健康カレンダーを毎戸配布しているほか、毎月の市政だよりにおいても健康診査項目等をお知らせしているところであります。

また、40歳以下の方々は老人保健事業における健康診査の対象者ではありませんが、申し込みを受け、全額自己負担で受診されている方もおられます。しかし、受診率が6.9％と一番低い40歳代からこのようなアンケート調査結果が報告されましたことに驚いておりますが、数値を真摯に受けとめ、健康診査受診率を65％に向上させるためにさまざまな検討や工夫をしていかなければならないものと思っております。

そこで、ご質問の検査項目についてでありますが、厚生労働省は昨年平成20年度から医療保険者に義務化される40歳から74歳までの特定健診、特定保健指導の実施に向けて「健診・保健指導プログラム」の暫定版を策定いたしました。この中では、議員ご指摘のとおり、尿検査は医師の判断で選択的に受ける詳細健診の項目に位置づけられておりました。しかし、その後標準的な健診・保健指導のあり方に関する検討会において、保健指導対象者の選定方法の見直しがなされ、議員が懸念されております尿検査は現行の老人保健法に基づく基本健診と同様に必須項目として修正され、実施されることになりましたので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、川内町ＪＲバス廃止路線に係る代替バスへの補助の増額についてであります。ＪＲバス東北株式会社が運行していた川内湯野川線は、平成２年10月に廃止された後、湯野川方面の地域住民の生活や移動に必要な交通手段を確保するため代替バスが運行され、現在に至っております。市では、バス路線維持のため、経常欠損額の一部を補助金として交付しており、平成18年度の交付額は約400万円となっております。

議員ご指摘のＪＲバス下北本線のむつ地区方面への始発便と川内交通が運行する川内湯野川線との接続の不便さを増便によって解消することにつきましては、バス事業者自体がこれ以上経費がふえることに対応できないので、市の補助金をふやしてほしいとのご要望であると受けとめました。しかし、利用状況や他の路線との兼ね合い、そして市の財政事情等を総合的に考えますと、現状では非常に難しいと言わざるを得ません。バスの運行方法や運行時間の変更をも含めたやりくりによって増便をしなくても対応する方法もあると思いますので、そうしたことを含めて、バス会社と利用する住民の意向を改めて聞いてみることも必要であろうと考えております。また、目時議員のご質問でもお答えしましたが、地域公共交通会議の場でも協議を進めながら、より利便性の高い交通システムの構築に向けて取り組みたいと考えておりますので、ご理解をいただきます。

次に、農業振興についてのご質問にお答えいたします。川内町野平地区の高原野菜生産と補助についてであります。議員ご承知のとおり、野平地区は昭和20年代初めに旧満州からの引き揚げ者七十数戸の入植により開拓がスタートし、当初の雑穀栽培から昭和30年代後半の開田による稲作への挑戦、そして生産調整による全面減反と肉牛の導入や漬け物用大根の産地化など苦難の道を切り開いてきた地域であります。平成14年には、加工用大根だけに頼ることなく経営の安定を図るため、夏季冷涼な気候を生かした低農薬等の差別化商品づくりに着目し、大根、レタス、キャベツなどの野菜を、土づくりを基本とした安定、安心、良質な川内ブランドとして消費者に提供するため、12戸の農家で生産組合を設立し、現在その成果を

上げつつあるところであります。この間、旧川内町では、第３期山村振興農林漁業特別対策事業による野菜集荷貯蔵施設の整備や原子燃料サイクル事業推進特別対策事業及び町単独事業により栽培用機械や予冷庫などの整備に助成をしてきたところであります。主に袰川地区の農家が利用しております野菜集荷貯蔵施設については、老朽化に対処し、野菜栽培の振興を図るため、平成19年度予算に設備等の更新のための費用を市単独事業として計上し、本定例会においてご審議をいただいておるところであります。

本市を含めた下北地域では、夏季冷涼な気象や広大な土地などの立地条件を生かし、稲作などの規模拡大や施設野菜、花卉などの部門の導入拡大及び畜産部門に野菜部門などを加えた経営の複合化などによって経営の改善を進めることが重要な課題とされている中で、袰川地区の野菜と畜産の複合経営は下北地域農業の先導的役割を担っていると認識しているところであります。

議員ご質問の補助金につきましては、農業振興全体の枠組みの中で、どこに、何が、いつ必要かを十分に検討し、計画的に対処する必要がありますが、袰川地区を農業振興の重点地区と位置づけ、平成19年度に野菜集荷貯蔵施設の設備を更新する単独予算を計上しておることにご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎）　21番。

○21番（工藤孝夫）　地域バスとの関連で質問いたします。

市長答弁は、ＪＲバスと路線バスとの時差の問題は、やりくりによっていろんな方法もある、そういうものを含めてバス会社あるいは住民から話を聞きたいという答弁であったと思います。また、さらには一昨日同僚議員の質問にも答えておりましたけれども、ただいまの答弁も地域公共交通会議の場でも論議していきたいというご答弁でありました。前向きなご答弁をいただきましたと申し上げておきたいと思います。

そこで、関連がありますのでお聞きいたしますけれども、今後ますます高齢化が進むことは間違いのない事実であります。そして、社会的共同生活の維持が非常に困難になっていくということでは、限界集落あるいはまた準限界集落、こういうものが進行していくという懸念を持つのは市長も同じ認識に立っているというふうに私は考えますけれども、そうであればあるほど、いわゆる新市になってたしか38集落ですか、こういう過疎集落に対する対策というようなのは今後の大きな課題になっていくのではないかというふうに考えております。そこで、ことしの９月ですか、長期総合計画を策定するということになっているようでありますけれども、こういう計画の中にこのバス問題も含めて集落に対する政策、こういうものをきちんと位置づけていくべきではないかというふうに私は考えますけれども、これに対する市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　市長。

○市長（杉山　肅）　今マスコミ等に登場する報道で、バスが地域的に極めて重要な地域住民の足になっているということは、これは私どもも実感として感じ取っていることとおおむね一致しているのではないかと考えます。集落には、それぞれ特徴的な部分がありますが、今最も共通する特徴点は、高齢化が26%から、実は個別に見ますと50%ぐらいまでいっている集落が多いということであります。当然に一家に１台車があったとしても、それを利用できるのは主に収入を得る方々であって、それまで家を支えてきて、これからも老後を十分エンジョイするとまではいかないにしても、豊かな老後を送ろうと望んでいる方々にとって大事なのは、どのような形でバスを運行するかということであろうと思います。

報道を通じて読み取る限りでは、大体が病院通いなのでありますが、それだけで本当に十分なのだろうかという思いはあります。青森市では、100円バスというのを随分広い範囲で運営、運行させてきましたが、平成19年度から多少変わってくるようでありまして、利用者の負担がふえるというような状況が出てきております。これは、青森市のまちが持っている地政学的な問題があると思いますが、私どもにとりましても、地政学的な部分から検討を加えなければならないという事情には変わりはないと思うのであります。しかし、その利用したいと願う目的がどういうことなのかは把握していかないと、そしてまたある意味ではかなり強引な言い方になりますが、バスの運行に合わせてライフスタイルも考えていただく必要もあるのではないか、こういうことも考えます。そのような観点に立って、今後の一般的な対策を考えるのではなくて、個別に深い希望にこたえられるようなものが、最少の経費で最大の効果が上がるようなことができないかというのが私どもが検討するために一番重要なポイントではないかと、そう考えますので、これからその作業に入りたいと考えております。改めてご意見を賜ったりする場面も生じてくると思っておりますので、ご協力のほどお願い申し上げておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　21番。

○21番（工藤孝夫）　長期計画の中でもそうした観点から取り組むと、こういう理解でよろしいですか。終わります。

○議長（宮下順一郎）　これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

昼食のため午後１時まで休憩いたします。

午前１１時２３分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（宮下順一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎柴田峯生議員

○議長（宮下順一郎）　次は、柴田峯生議員の登壇を求めます。18番柴田峯生議員。

（18番　柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生）　新むつクラブの柴田でございます。むつ市議会第191回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問を行います。

その前に、私の質問と大分重複する部分のご質問が行われておりましたので、私はできるだけ視点を変えた立場で質問をしているつもりですが、重複する部分についてはご理解をいただきたいと思います。

それから、質問通告をした後の質問のとり方につきまして、今後私は申し上げてまいりたいと思いますが、非常に綿密な質問どりをされるわけです。やはり一問一答方式という趣旨からすれば、もう少し大らかな質問どりであってもいいのではないかと。私としては、職員の要請によりまして、すべて原稿の素案を差し上げております。そういった意味からしますと、市長の答弁も１回目は私たち質問者に配布されてもいいのではないかなと、逆に私はそう思っております。

それでは、質問に入ります。最初の質問は、原子力行政についてであります。私は、この下北半島をアトムのふるさとにできればいいなと常に思っています。怖いイメージではなくて、科学の究極がここに移り住むという考え方であります。しかし、今日までのむつ市民は、半島の首の根っこから原子力という言葉に惑わされ、実際的な建設工事の動きに一喜一憂されています。形の上であちこちに場当たり的と言える、ある建物が建ち、あるものが形づくられてきました。その効果にも判断が二分しています。また、そのものを維持す

るための費用に苦しみ、他の市民サービスが全国ワーストワンの汚名を着せられている寂しい限りであります。反面には、他にない、あるいは他に類似した市行政では鼻高に誇れる施設もあることも事実であります。いずれに見ても、市民サービスと原子力による安心安全等の面からも、もう一度立ちどまって考える時点に至ったと私は考えています。

そこで、原子力のことなら諸外国も広く視察され、外国で講演までなさっていると伺っていますエキスパートの市長に素人がインタビューを試みるという気持ちで臨ませていただきたいと思います。まず、今日電力会社の原子力施設の各種の報告データの捏造や報告事項の隠ぺいには、目に余るものがマスコミ報道されています。これらは、正しく日本の国家行政、県行政等の悪いことは国民、県民には内緒で、情報開示も黒塗りの公開という行政と事業体の化かし合い、なれ合いの構図がなせるわざであります。原子力行政も御多分に漏れず、この範疇にあると理解ができます。しかし、これは市民をばかにしたものであって、原子力行政の第一の欠陥であり、市民の安全安心を置いてきぼりにしたお粗末なものです。今日まで市や議会にしても、何にも増して市民に説明のないことは不愉快であります。市長は、この一連の流れや市民の安心安全の不満が生じている中で、この動向をどのように見て、市民不安の解消と事業者等に対し抗議をしないのか伺います。

次に、私は原子力発電所や中間貯蔵施設等の立地に伴う交付金等と寄附金のむつ市財政での役割と位置づけについて伺います。これらは、現在も将来も今日の赤字解消とは別枠で考える財政計画を立てることが今後の市民サービスを確保するために重要な視点と位置づけることをまず提案したいと思います。その上で、市民と共同で交付金の使途を模索していく手法をとることが赤字解消の第一歩で、原子力事業体の事情に左右されないむつ市の健全財政の確立に資するものと断言したいと思います。

また、寄附金のあり方も今回の15億円も議会の議決を前提とする電力会社のあり方は私は容認できません。むしろさきのデータ捏造などから判断しても、これらの寄附金は市民に対するおわび金と解するのが相当で、したがって市民に直接還元すればその趣旨が生かされると解したいと思います。

そこで、市長、市民の福祉向上に役立たせる使途を例示した基金条例を設置してはいかがでしょうか。市の内外を問わず広く寄附金を募り、市の財政にも潤いを与え、しかも寄附者には税法上の寄附金控除の面で生かしていただければよいものであります。これらについて市長の見解をお聞かせください。

次に、12月定例会に引き続いてのものですが、平成16年度の還元した金額の対象者数と、その個人と団体、法人ごとの金額等をご報告いただきます。そのうえで、金額を減額してでも市民に対して電気料を減額する還元をご検討する考えはありませんか。市長のお答えをいただきます。

第１点目の最後は、高レベル廃棄物処分地についてでありますが、映画の「日本沈没」の場面では､脇野沢のある地点が残ることになっています。その地点とは、下北の地下資源調査によっても地下1,200メートルでも岩盤のみで、地下水が全くないところがあります。東通村では、猿ケ森の埋没林が形成されたような場所、またまさかり半島の柄の部分では、山の尾根伝いに海底に育つ貝殻の化石が出ています。この地は、適当な地でしょうか｡廃棄物処分地の調査に数十年要する調査を、その結論は後世に住民投票でも何でもいいからゆだねる手法もあります。純粋に海洋科学調査のみではなく、下北半島の陸の科学調査の着手をお考

えになってはいかがでしょうか。ちなみに、中間貯蔵施設の事前調査では、農地の一部の調査で、地権者に賃借料が支払われる効果があります。市長のご見解をお伺いします。

二つ目は、教育行政についてお伺いします。1945年８月に日本国は太平洋戦争の敗戦によって混迷しました。その日本に戦勝国アメリカから教育使節団が来訪しました。そのときの報告書の一説に、「民主政治とは宗旨ではなく、人間の解放された勢力が、それによって極めて多方面にあらわされるような便宜上の手段なのであると。民主政治はいかに立派であっても、遠くにある目標ではなく、現に存在するあらゆる自由を普及させていく精神として考えられるのがもっともで、責任こそこの自由を、本質をなすべきものである。義務があればこそ、権利が互いに相殺し合うのを防ぐのである。それが与えられるべき権利であろうと果たすべき義務であろうと、平等に扱われているかどうかの吟味が民主政治の一番大切な根なのである」と述べています。これが日本を立ち上がらせる心となって、戦後の教育が進められてきました。戦後の悲惨さを知らない世代の、腹いっぱいの食事をし、親の傘の中でひよこのようにはぐくまれた政治家が今日の教育の見本であり、政治の混迷の原点にいるような気がします。子供のいじめも、その姿を見習っているとしか言いようがありません。国の教育行政のいわゆる為政者の心のゆがみこそが教育が抱える混乱の救いがたい課題の一因でしょう。美しい国どころか泥沼につかった国の無惨な国の姿でしょう。決して子供たちの手本にはなりません。

終戦後、住民の直接選挙による教育委員会制度が発足しました。一般行政から独立、地方自治、民衆統制の考え方が制度化されたものであります。その後昭和30年に委員会と首長、議会との摩擦を生み出すなどの声が戦後改革の行き過ぎ是正の要請の高まりの中で、翌昭和31年11月から今日の制度となったもので、このときの教育界の混乱が思い出されます。私は、昭和32年４月に教育行政の末端を担う職につきました。その時代は、教職員の勤務評定、学力テスト、教育課程改定、国旗、君が代などが論争の火種でしたから、今日の論争とダブります。もっと冷静な議論が必要であると思っています。

私は、教育委員会制度のあり方に議論があってもいいと思いますが、現況の制度見直しは、地方分権の流れに水を差すもので異議ありですが、そこで市長及び教育委員会委員長にそれぞれの立場から教育制度の改革論議に対するご見解を承りたいと思います。

次に、ゆとりと週休２日制度がようやく定着しかけた今日、教えること、学ぶことの中から学力の低下問題が浮上しています。むつ市の現状はどのようなものでしょうか。単に授業時間数をふやすことが、その解決策であるかのごとく議論があって、脱ゆとり教育として授業時数を10%増加の学習指導要領の改訂が教育再生会議の第１次の緊急報告であります。これは、少なからず教育現場に混乱を生じさせようとしています。私は、ゆとり教育の理念は間違っていないと判断し、関心を持って見守っています。この授業時数のアップへの対応を教育委員会委員長からお答えください。

次に、学校におけるいじめが以前からあったと言及する人が多いが、いつの世代でもいじめはあってはならないことで、世の中にいっぱいデータの捏造、隠ぺい、不道徳な行為、強者が弱者を切り捨てるなど多くの法律の規範を逸脱し、そのことが連日マスコミをにぎわしています。もっともいじめは、個々人のその個性に、その根源に左右されるというものの、規範が乱れた社会のゆがみが子供たちの成長や行為に影響を与えていることもやむを得ないことでしょう。いずれにしても、

いじめは許されない、揺るぎない基本線は守っていくべきであります。しかし、その更生や再生のための努力に力を注ぐべきことは言うまでもなく、そのための教育の指導の負う役割が存在するものであって、学校現場での十分な配慮が望まれます。すなわち、いじめも学びの現場からまず徹底的に検証し直して、地域の学校の個別の状況に応じた学びの環境をつくり出すことが大切です。

さて、いじめの出席停止制度の趣旨、意義から見て、他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から学校教育法に設けられていると私なりに解していますが、平成８年７月には「いじめの問題に関する総合的な取組について」、次いで平成13年11月には「出席停止制度の運用のあり方について」などが通達されています。今回いじめの出席停止の運用基準で懲戒の有形力行使を許容する、いわゆる児童・生徒の懲戒、体罰に関する考え方、教室に立たせることを容認した内容を含んだものが２月上旬に各教育委員会に通知されたとの報道でありますが、通知のみではまさに対症療法だとも受けとめられます。したがって、運用基準がなぜ機能してこなかったのか。また、今回の運用基準についてどのように対応していくのか教育委員会委員長からお答えいただきたいと思います。

教育の最後ですが､私の体験からで恐縮ですが、子供の成長する過程の中で優良な図書に触れることはまことに有意義であります。子供たちのすぐれた感性による読書の感想文や感想に基づく絵画を拝見するときが、一番美しく明るいさわやかな気分に浸れます。昨今子供の活字離れの防止が言われる中で､漢字のテストブームになっています。いずれにしても、学校においての読書環境の充実が急務であります｡国も新たな５カ年計画のもと、財政支援を行うと言われますが、学校では図書館の蔵書の更新や増冊が必要になります。市長からは財政配分をする立場から、また教育委員会委員長からは所管する小・中学校の図書の現状と５カ年計画策定に従事する立場から、その方策をご説明いただきたいと思います。

三つ目は、上水道についてお伺いします。水道は、市民生活の最も重要なライフラインの一つであって、市行政はその確保が市民サービスとして欠くことのできないものであります。水道の安全をどう確保し供給するかは、その運営の効率化、老朽化の改善、料金体系のあり方など課題が山積してまいりました。一方で、行政組織の肥大化や複雑化によって、その改革見直しが急務とされています。その中で監査委員制度の改革も望まれてきました。そして、昨年の地方自治法の改正においても、会計管理の総元締めの収入役の廃止、会計管理者の設置となり、加えて監査役についても条例によって増員可能となっています。それだけに監査委員の監査に期待するものが地方自治にとって重要性を増していることを物語っています。

さて、川内地区の上水道であります。１月11日付をもって定期監査の結果報告を議長が受け、議員にもその報告書の送付がありました。その中で５ページから６ページにかけて、この浄水場などの全面的な改修を強く要望するとあります。そこで、監査委員から、このご指摘に至った定期監査での概要を説明いただきます。

次に、市長からは、監査委員からのこの要望に至った経過から、この報告をどのように受けとめたのか、そしてその改善を市政でどのように位置づけ、また財政支出の可能性等についてお伺いします。

さらに、公営企業管理者からは、改修要望に関する課題についての対応、調査検討の経過や改修のための構想と、それに伴う今後の財政計画などを示していただきたいと思います。

最後に、水産行政について伺います。一部通告

をいたしております要旨が重複する部分がありますので、ご理解いただきたいと思います。

水産物の自給率が低下している状況から、水産物の安定供給が急務の課題となってきました。水産庁の試算によると、養殖を含む魚介類の国内漁獲量が2017年、これは平成29年になりますが、470万トンと、1950年代後半以降60年ぶりに500万トンを割り込む見通しであることが明らかになっています。ピークが1984年、いわゆる昭和59年の1,206万トンの半分以下の水準になり、イワシなど水産資源の減少に高齢化による漁業従事者の減少が追い打ちをかけているとしています。

また、昨年11月３日付の米科学本「サイエンス」は、現在ベースで乱獲や環境汚染による海洋生態系の破壊が進めば、世界の魚介類は2048年、平成60年までに消滅するとの論文を掲載しています。この論文の執筆責任者カナダダルハウジ大学のボリス・ワーム氏によると、2003年の時点で29%の魚類の漁獲量が90%以上減少、この傾向は加速していると言っています。

このような情勢の中で本市の脇野沢地区の漁業をひもといてみますと、平成17年、平成18年の脇野沢村漁協の総会資料によりますと、平成16年取り扱いの魚介藻類の受託販売高が1,918.4トン、約４億3,714万円、また平成17年では1,966.1トン、約４億5,200万円とナマコとホタテの恩恵を受けたとあります。さらに、自営のクロソイ養殖については、平成16年が８万5,000尾、約495万円、平成17年が４万8,000尾、約186万円と減少し、強風とトド被害が壊滅的な要因だとしています。

このような推移の脇野沢地区の漁業でありますが、これから申し上げる九艘泊と寄浪地区は、主産業が古来から漁業が村の中心です。まず、九艘泊漁港は市が管理する漁港であります。河川からの土砂と海流の変化が相乗作用して土砂や汚泥などが堆積し、港内海底と水面差が失われて浅くなり、干潮時の水深が確保できず、漁船の安全操業を阻害していて、漁民は大変困っています。浚渫をして、漁港管理を適正に行っていただきたいと思います。

次に、平成17年３月以来、海獣トドの被害が頻発し、底建て網を中心とする仕掛けの被害が甚大です。きりもみのように回転しながら暴れ回るので、漁網が破られ残りません。漁獲生産はもとより、仕掛けの投資の損害は翌年度の操業にも被害が及んでいます。この対策についてお答えいただきたいと思います。

次に、海面においての環境破壊の一つに給餌を行う養殖漁業を挙げられる方もおられますが、魚介類を安定的に供給するためには、養殖蓄養の施設の完備が必要であって、加えて漁港と一体化したハード、ソフトな施策が大切であります。脇野沢地区で最も漁業を支えている寄浪地区の漁港施設は、その整備のおくれが目立っています。その整備計画を促進されたいと思います。

また、整備に当たっては、養殖蓄養のいかだの設置が可能な海面、港内面積の確保と波浪の影響を防ぐ護岸が設けられなければなりません。さらには、漁村の再生とリンクした配慮が必要であります。そのためには、かねてからこの地区の漁業者から要望されています牛の首の陸上での養殖施設の設置を今後の市の計画に織り込んで実現を期していただくよう提案します。

今日では、海岸に近い地域の地下を掘削して安定した水温の海水を利用したり、新しい海水浄化システムを活用して少ない海水で成長が促進される施設の研究も完成の段階に来ているとマスコミの報道もあります。あわせて市担当者やこの地区の漁業後継者とともども研究にいそしむ環境づくりを漁港整備の一環として市として促進されたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、陸奥湾の漁業資源の保護は、市民の生

活に直結します。漁民の連帯感を保持し、自分たちの海を守ることが大切であります。しかし、陸奥湾の密漁は、暴力団に直結していると伺っていて、善良な市民の手から余りあるようであります。したがって、警察、海上保安部及び県の漁業監視機能組織の連携の動きに期待したいと思います。同時に、市民の安心安全を守る立場から、市として積極的に陸奥湾密漁防止に取り組んでいくべきですが、市長、いかがでしょうか、お伺いします。

以上、壇上からのご質問を申し上げます。

○議長（宮下順一郎）　市長。

（杉山　肅市長登壇）

○市長（杉山　肅）　柴田議員のご質問にお答えいたします。

まず、原子力行政についての１点目、不正等が続いている原子力事業者についてどう考えるか、また市民の安心安全への不安にどうこたえていくかとのご質問であります。東京電力を初めとする原子力発電所等の不正データの件に関しましては、これまでも何人かの議員の方へお答えしてきておりますように、地域住民からの信頼を損ねるものというより、損ねた事案であり、まことに遺憾に思っております。しかしながら、東京電力において今回新たに内部調査で洗い出しをして見つけ、公表した不正は、平成14年の原子力不祥事以前のものがほとんどであり、そこのところに東京電力の社内体質を改革しようとする姿勢が見てとれますが、信頼確保に対するさらなる取り組みを引き続き促してまいりたいと思っております。

３月末までに各電力会社から原子力安全・保安院へ最終的な報告が行われることになっており、原子力安全・保安院では報告内容を精査したうえで厳正に対処するとしておりますので、その推移を見守りたいと考えております。

今回の東京電力のデータ改ざん等の不正に係る一連の件につきましては、情報提供の一環として担当課であるエネルギー対策課の方へ報告がなされております。

各電力会社においては、それぞれのホームページへの掲載やプレスへの発表などを通して情報公開に努めておりますが、東京電力においても今回の一連の事案等についても原子力安全・保安院からの指示に対する報告書について、プレスへの発表やホームページへの掲載を行っており、この情報から新聞やテレビ等のマスメディアで報道されております。

ホームページの掲載情報については、市の方へ提供された情報と同一のものでありますが、新聞等による情報の方が要点をまとめての掲載になりますので、より事案を把握しやすいと考えております。このように全国的に広く公表あるいは報道されているものについては、改めて議会へ報告しないというこれまでと同じような対応にしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、東北電力東通原子力発電所につきましては、隣接安全協定を結んでおりますので、協定に基づく報告事象のうち、作業員の被曝があった場合や施設周辺への放射能の影響があった場合など、直接むつ市民に影響のある、あるいは影響が及ぶと思われる事象については、速やかに議会へ報告してまいりたいと考えております。

また、市民への情報の提供ということに関しましては、東北電力東通原子力発電所関係のトラブル等については、情報区分に応じて記事の原稿が間に合う直近の市政だよりに掲載してお知らせするとともに、市のホームページにも掲載してお知らせしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、交付金等と寄附金の市財政での役割と位置づけについてであります。ご質問の１点目は、電源三法交付金等に頼らない財政計画を目指すべ

きでないかとのことについてであります。議員ご提案の交付金に頼らない財政計画を立てることは、私も理想とするものであります。しかしながら、もともと財政基盤の弱い市町村同士の合併でありますので、財政収支の均衡を図るためには、あらゆる財源対策を講じても、なお時間を要することや、平成18年度決算見込みにおいて約24億円もの赤字が見込まれることに加え、むつ総合病院の健全化を図るために多額の繰出金を要する現状では、交付金に頼らない財政運営計画の樹立は非常に困難であるというよりも、不可能であると言わざるを得ません。平成19年度当初予算においても、16億2,392万1,000円もの交付金をハード及びソフト事業に最大限活用したことにより、どうにか収支の均衡がとれた予算編成をすることができたところであります。仮に交付金に頼らないで、しかも合併前にそれぞれの市町村が提供していたサービス水準を落とさないで収支のバランスをとっていれば、夕張市よりも早く準用財政再建団体に転落していたことは明らかであります。

　今現在交付金を活用しても非常に厳しい財政運営を強いられているわけでありますが、赤字解消計画では、どうにか平成19年度からは単年度収支が黒字となり、平成23年度には累積赤字が解消される見込みとなっておりますので、この計画を確実なものにするためにも引き続き交付金の充当をしてまいりたいと考えております。また、これまでにも増して行財政改革を一層推進し、経費の節減を図っていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

　次に、２点目の市民の福祉向上に役立たせることを目的とした基金条例創設の考えはないかとのことについてであります。基金創設の趣旨につきましては、十分理解できるものであります。理想を申し上げますと、交付金や寄附金を原資として基金を造成し、福祉の向上という形で市民に還元すべきであると思うところでありますが、前段で申し上げましたとおり、交付金につきましては、当面財政健全化のための財源対策として使用せざるを得ない財政状況にありますので、基金の創設は将来の課題とさせていただきたいと思います。

　また、一般の方々あるいは企業等からの寄附の件でありますが、申し出があれば、ありがたくちょうだいいたしますが、今日の状態ではどうでしょうか。そのような篤志家が出てこられることを期待します。

　次に、電源立地地域対策交付金における原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分に係る電気料金還元措置についてのご質問にお答えいたします。電気料金還元措置につきましては、平成16年度に電力会社から電力の供給を受けている一般家庭や企業に対しまして、原子力立地給付金として交付されております。交付金額といたしましては、一般家庭には契約１口当たり年額9,888円、総額２億4,144万円、企業には契約１キロワット当たり年額2,472円、総額約１億202万円が交付されております。合計では３億4,346万円となっております。平成17年度以降の取り扱いについては、これまでにも何度かお答えしているところでありますが、国の三位一体改革の推進により地方交付税が大幅な減となったことなどから、本市においても大変苦しい財政状況が続いております。このため市の財政が危機的な状況を脱するまでの間は、電気料金の還元措置は行わないこととし、保育所、学校等の市が運営いたします各種事業所に有効活用させていただきたいという考えはこれまでと変わらないものであります。

　平成19年度の一般施政方針においても申し述べましたが、準用財政再建団体への転落は是が非でも回避しなければならない本市の最重要課題であると認識しておりますので、繰り返しになりますが、市の財政が危機的な状況を脱するまでの間は、

電気料金の還元措置は行わないことにご理解を賜りたいと存じます。

次に、原子力行政についての４点目、高レベル廃棄物処分場の問題について、土地の調査をする考えはないかとのご質問であります。この問題につきましては、平成14年に最終処分場選定作業の実施主体である原子力発電環境整備機構が全国の自治体及び議会へ公募に関する資料を送付しております。むつ市にも届いておりますが、この資料に同封される形で資源エネルギー庁から青森県内の市町村長あてにだけ公募関係資料の送付を行った理由がつけられております。

それによりますと、青森県と国との間で交わされた知事の了解なくして青森県を最終処分地にできないし、しないことを確約しますという約束について、県としていささかの変更もないこと、またこの約束を踏まえつつ、高レベル放射性廃棄物の最終処分法施行の公平性を確保する観点から、青森県の市町村にも公募関係資料を送付し、最終処分地選定に向けた努力がなされているという事実をご理解いただきたいという内容のものであります。青森県の場合は、初めにまずこのような前提条件がありますので、この最初の段階で既に調査を行える状況にはないと言えるかと考えます。

また、例えばこの大前提を外したとしても、最終処分場に係る文献調査へ進む条件として地下に活断層がないことや、15キロメートル圏内に火山がないことが示されておりまして、当市の区域内に恐山とむつ燧岳という二つの火山があることを考えただけでも条件をクリアすることは難しいものと考えられます。いずれにいたしましても、最終処分場についての私の考え方につきましては、これまでの議員の方々へお答えしてきたとおりであり、できるだけ早い時期に候補地が選定されることを期待しているということでご理解を賜りたいと存じます。

次に、柴田議員のご質問の教育行政についての１点目、教育委員会制度の改革論議と市の立場についてでありますが、教育委員会制度の改革論議は、安倍内閣が掲げる教育改革を論議する場として、首相直属で組織された教育再生会議が地方教育委員会の機能の硬直化を懸念し、そのあり方を第１次報告として提言しました。それを受け、現在中央教育審議会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に向けた審議が行われています。しかし、文部科学省がつくった改正案の中では、文部科学大臣への教育委員会に対する是正勧告、指示権の付与、教育委員会等の文部科学大臣等が行う調査への協力、文部科学大臣の教育長の任命権への関与という教育委員会に対する国の関与強化が提案されています。これら国の教育委員会に対する関与の強化は、平成12年に施行された地方分権一括法による改正前の教育行政に後戻りさせかねないものであると懸念しているところであります。

私の所属する全国市長会を初め全国知事会、全国市議会議長会などの地方六団体では、連名で国に対し、平成19年２月27日付で教育委員会への国の関与の強化案に反対する反論を提言しております。私も教育の再生には教育委員会が教育の受益者である児童・生徒、保護者、住民に対して目を向け、責任を持って教育に取り組むことができるよう分権型の教育の仕組みをつくることが不可欠と考えております。いずれにしても、このあり方は、教育再生会議及び中央教育審議会で審議中の案件でありますので、よりよい方向に改革されるよう祈りながら慎重に推移を見守ってまいりたいと存じます。

４点目の学校図書の充実については、教育委員会の所管事項でありますので、教育委員会から答弁があります。

次に、上水道についてのご質問であります。ま

ず、定期監査の結果報告をどのように受けとめたのかということでありますが、川内地区の水道事業につきましては、合併時に引き継ぎまして、累積赤字が示しておりますとおり、水道財政の立て直しを図るいとまもなく今日に至っており、川内地区の水道施設については、全般的に老朽化が進んでいるものと判断しております。

次に、その改善を市政にどのように位置づけているか、また財政にかかわることについてでありますが、川内地区に限らず新市まちづくり計画の中で、施策項目の安全で安心な環境の充実に位置づけ、上水道の整備について財政上の問題を含め、公営企業管理者に検討方を指示しておるところであります。

詳細については、公営企業管理者から答弁があります。

次に、水産行政についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の１点目は、九艘泊漁港の浚渫についてであります。このことにつきましては、漁港内に河川から流入する土砂が漁港内の一部に堆積し、水深が浅くなっているため、干潮時における係船や漁具の積み込み等漁業者の漁港の利用に支障を来しているものであります。そのため、漁港内における操船の安全性や作業効率を図るため、堆積した砂利の浚渫は漁港内の維持管理上必要なことと考えております。ご承知のとおり九艘泊漁港は、第１種の市管理漁港であり、九艘泊地区の漁業者からも既に浚渫の要望を受けておりますことから、流入した土砂の堆積量や浚渫費用を調査のうえで実施に向けた検討に入りたいと考えております。

次に、２点目の海獣トドの被害対策についてのご質問にお答えいたします。県内におけるトドの漁業被害は、平成15年から顕著となり、主に下北半島西海岸と津軽半島東部海域を中心に被害が深刻化しております。その被害額は、県全体で年間6,000万円から１億円にも上っており、漁業経営に多大な損害を与えております。むつ市管内におきましては、脇野沢村漁業協同組合において被害が発生しており、平成15年から平成17年までは件数で年間10件から31件、金額では1,000万円前後の被害額となっておりましたが、昨年は被害件数５件、被害額は80万円程度に減少しております。しかしながら、ことしに入ってから被害が多発し、被害件数26件、被害額は930万円となっており、この対策として、平成16年１月にトド漁業被害防止対策協議会が県を中心とした関係機関により設置され、トドの出現状況や被害状況の把握及び被害防止手法の検討を行ってきたところであります。

また、脇野沢村漁業協同組合では、平成16年度より県や市の助成によるトド被害防止対策事業を活用して、トドの出現、移動状況の把握や猟友会による威嚇作業を実施しております。トドは、海産ほ乳動物の中の海獣類に属しておりますが、水産庁が希少種、環境庁が絶滅危惧種に指定しているため、現在は駆除できない状況にあります。このように法で規制されている環境下では、威嚇発砲が最も有効な被害防止手法であると考えられておりますことから、今後とも漁協が中心となって関係機関と連携を密にして、より迅速かつ集中した威嚇作業を継続していくとともに、国が開発を進めているトドが破壊できない強化網の導入についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の３点目、魚類養殖の研究促進についてであります。脇野沢地区における魚類養殖については、クロソイの養殖事業が行われているほか、ヒラメ稚魚の中間育成やマダラの種苗放流事業も実施されております。また、５月、６月に集中して漁獲されるヒラメ等については、魚価の高値安定化のため海中での蓄養事業も行われてい

るところであります。柴田議員からご提言のありました海水洗浄システムを導入した陸上での養殖施設については、生産コストが従来の７割ということで注目する点もあり、成魚の養殖にも応用できるとされていることから、今後実用化に向けたデータも公表されてくるものと思われますので、その段階において事業の採算面を考慮しながら、総合的に検討していくべきではないかと考えております。

　次に、ご質問の第４点目、陸奥湾密漁防止についてでありますが、最近中国において干しナマコの需要が急増し、価格が急騰していることから、これに着目した密漁が陸奥湾でふえている状況にあります。ナマコの１キロ当たりの価格は数年前に比べ３倍以上の2,000円程度となっていることから、漁業経営、漁協運営に欠くことのできない重要な水産資源となっているところであります。川内町漁協やむつ市漁協の両漁協は、連携して大切な資源であるナマコを密漁から守るため夜間のパトロールを行っておりますが､密漁は年々組織化、巧妙化しており、漁協だけの対応では限界があると伺っているところであります。市では、密漁を防止するためにこれまでも湾内の漁協や県、海上保安部、県警等と共同で夜間の一斉パトロールや密漁取り締まり合同模擬訓練を実施しておりますが、今後はより一層関係機関と一体となって陸奥湾内の密漁の防止に努めてまいりたいと考えており、あわせて夜間の取り締まりの強化や密漁者に対する罰則の強化についても県に対し要望してまいりたいと考えております。

　最後に、第５点目、寄浪地区漁港の整備計画についてであります。脇野沢漁港については、第２種の県管理漁港であり、平成14年度に定めた漁港漁場整備計画に基づき、本港地区、瀬野地区、寄浪地区、蛸田地区の４地区において整備が進められてきたところであります。そのうち寄浪地区については、これまで用地、道路等の整備が図られてきたところであり、今後も港内静穏度を確保するための外郭施設及び養殖作業用の係船岸等の整備が必要とされます。その整備期間は、平成19年度から平成23年度までの５カ年を見込んでおりましたが、本港地区の護岸について今年度施設の健全度調査を実施したところ、堤体工の老朽化が進んでいることに加えて護岸後背地に空洞化が判明し、陥没のおそれがあり、危険な状態となっていることから、早急な整備が必要と結論づけられたものであります｡このため急遽整備計画を変更し、平成19年度は本港地区の護岸改良を優先したことから、寄浪地区の計画は１年先延ばしされ、平成20年度から４年間で整備する予定になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎）　教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏）　柴田議員の教育委員会制度の改革論議について、教育委員会委員長としてどのような見解を持っているかとのご質問でございます。ただいま市長から教育委員会制度のあり方についての考え方が示されたところでありますが、教育委員の一人として、あるいはまた教育長として、現行の制度の中で教育行政を預かっている当事者である私にとりましては、まさにまないたの上のコイに似たような心境でございます。したがいまして、この制度をこうしてほしいとか、こうあるべきであるといったことを現時点で述べますことはタイミングとしてふさわしいかどうか、ちゅうちょしているところでございます。

　この教育委員会制度につきましては、長年論議されてきた問題であるだけに、この際じっくり時間をかけていろいろな立場、いろいろな角度から議論を進めていただきたいと思っているところであります。ただ、現在の気持ちの一端を述べさせていただきますと、昨今の国の教育改革を見てみ

ますと、このような早さというか、早過ぎるほどのスピードで改革を進めて、果たして国民全体のものになっていくのであろうかと懸念しているところであります。もっとじっくり現場に近い人の意見や考え方を取り入れた選択方法もあっていいのではないかと、このように思っているところであります。これまでの教育に対する評価、検証、反省というものがあって初めて次のいい構想が出てくるのではないかなと、このように思っているところであります。

教育は、特に義務教育の段階におきましては、即効性のある薬のように、その効果や結果がすぐにあらわれてくるものではありません。日がわり的な変化と言っては言い過ぎかもしれませんけれども、そんなに見事にどの子供も変化に適用できるものではありません。教育を受けるのは、いろいろな特性を持った子供たちであります。保護者にも、直接教育をつかさどる教師にも、見直しや変化に対する心構えというか、熟知するためには一定の準備期間が必要であると考えているところであります。いずれにいたしましても、私どもの現在の立場といたしましては、現行の教育委員会制度の特徴を十分生かしながら、子供たち、保護者、市民の負託にしっかりこたえていくことが私たち教育委員５人の基本的なスタンスであり、務めであると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、学力の現状と授業時数アップへの対応についてのご質問にお答えいたします。まず、議員ご指摘のとおり、日本の子供たちの学力の低下はゆとり教育にあるとして、ここ数年問題になっているところでありますが、むつ市の子供の学力の現状はどうなっているかについてご説明申し上げます。

青森県学習状況調査で申し上げますと、この調査は平成15年度から実施されており、県内の小学校５年生と中学校２年生全員を対象としたものであります。その到達率で比較してみますと、県全体の通過率を100としたとき、むつ市全体を平均して、どの程度到達しているかを割合で示したものでありますが、これによりますと、今年度の結果では小学校５年生は97.2、中学校２年生は89.5となっております。これまで既に４回の調査が行われているわけでありますが、合併前と後によって年度により到達率に若干の違いはあるものの、ほぼ同様の結果が得られております。

また､過去の調査結果の推移から見てみますと、小・中学校ともに、徐々にではありますが、年ごとに到達率が向上してきていると見ているところであります。特に小学校では、県平均の到達率まで残すところ2.8ポイントとなっているわけでありますので、各校の学力向上への取り組みの成果が出始めてきたものと見ているところであります。

次に、授業時間数のアップへの対応、あるいは授業時間数10%の増加への対応をどのように考えていくつもりかについてでありますが、柴田議員も述べられておられますように、率直に申し上げて、学校週５日制がようやく定着しかけたこの時期に、またもとに戻すのかという考えは私も全く同じ感想を持っているものであります。政府の教育再生会議が打ち出した１日15分ずつの学習を授業時数として積み上げていくとか、７時間目の授業を設けるとか、夏季休業などの長期休業期間を短縮するなどとしておりますが、このことにつきましては、これからの中央教育審議会の教育課程部会の審議を経て、学習指導要領の改訂によりそれなりの具体的な指針が文部科学省より示されるものと思っております｡教育委員会としましては、国や県教育委員会の方針や対応策を十分に吟味し、できるだけ円滑に移行できるように配慮しながら、学校はもとより保護者に対しても十分その

趣旨を説明し、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、議員がその重要性を指摘されましたゆとり教育の理念につきましては、教育委員会といたしましても同様の認識をしているところであります。その理念は、ゆとりの中で子供たちに基礎基本の一層の定着を図り、生きる力をはぐくんでいくということであり、この生きる力の土台となるのが確かな学力の定着、心の教育であり、教育の不変の部分であると思っております。教育委員会といたしましても、この理念を教育の柱として、学校教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも議員のご理解を賜りたいと存じます。

いじめがあった場合の出席停止の運用基準についてお答えいたします。平成17年度におきましては、全国で出席停止の措置となった小学生は１人、中学生は42人の合計43人となっております。また、昨年度の全国集計では、暴力行為が小学校で2,100件、中学校で２万5,984件、いじめは小学校で5,551件、中学校では１万3,915件、発生している数の多さから考えますと、これまでは出席停止に相当するような暴力行為、授業妨害やいじめが発生したとしましても、厳しい措置をとってこなかった、あるいはとれなかったというのが実際のところではないかと思っております。

議員ご質問の運用基準がなぜ機能してこなかったのかということでありますが、一つには対象となる子供は義務教育の段階ということで、本人の将来を考える余り、反省して立ち直るのではないか、本人が変わることを深く強く期待してきたためではないかと思っているところであります。また、出席停止措置をとった場合、学級担任等が毎日放課後あるいは土、日を含め家庭訪問を通して保護者との面談、教育相談及び学習指導を行う必要があり、学校側の負担が余りにも過重になり過ぎるということから消極的になったことも否定できないと思います。さらに、いじめた側の保護者やその周囲から、理由のいかんを問わず、学校の対応がまずかったのでは、教師の指導が行き届かなかったのではないかと指摘されたり、出席停止の措置をとれば、それは教師の、あるいは学校の教育放棄、無責任ではないかと一方的に学校側が批判される社会的風潮にあったことなども運用されてこなかった理由の一つではないかと思っているところであります。しかし、現在のように学校の懸命な取り組みにもかかわらず、いじめ、暴力行為、器物破損や授業妨害等が依然として減少しない、改善されない状況を踏まえますと、平成19年２月５日付で文部科学省からの「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」の通知にあるとおり、出席停止は、受けたその子だけではなく、他の子供たちの善悪の規範意識を育てることでもあるとの認識のもとに、他の子供の教育を安全に保障することを第一として、毅然として制度の活用を図っていかなければならないと考えているところであります。なお、運用に当たりましては、県教育委員会、関係機関とも十分に連携をとり、学校や教師が孤立することがないようＰＴＡや家庭、地域の理解を得ながら、教育委員会として必要な支援を行っていきたいと考えておりますので、今後とも議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、学校図書の充実についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、児童・生徒の人間性や感性、読解力をはぐくむうえで読書活動が重要であることは論をまたないところであります。文部科学省では、平成５年３月、学校図書館図書標準を設定し、学校規模に応じて整備する蔵書数の目標を定め、平成14年度から平成18年度まで学校図書館図書整備５カ年計画により総額約650億円の地方財政措置を講じ、さらに平成19年

度から平成23年度までの５年間で従来の増加冊数分に加え、廃棄される図書を更新するための冊数分の経費を盛り込んだ地方財政措置を講じ、図書標準の達成を目指す予定となっております。当市の平成17年度末の学校図書保有状況は、小学校全体で12万9,760冊、平均59％、中学校全体では８万2,880冊、平均70％とやや低い状況になっており、特に小規模校の保有率が低い傾向にありますが、平成18年度は小学校費に165万円、中学校費に120万円を予算措置し、保有率に応じた学校配分をして図書整備を図っているところであり、平成19年度も同額の予算を計上し、さらに市立図書館で実施しております移動図書館の活用もあわせ読書活動の推進と学校図書館の充実を図る所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

〇議長（宮下順一郎）　柴田議員、お願いでございます。代表監査委員、そして公営企業管理者の答弁でもう時間をオーバーいたしますので、答弁でとどめたいと思います。ご協力とご理解のほどをお願いいいたします。代表監査委員。

（菊池十皿夫代表監査委員登壇）

〇代表監査委員（菊池十皿夫）　柴田議員の監査委員に対するご質問にお答えいたします。

ご質問の川内地区の上水道施設については、平成18年度の定期監査で川内町上水道浄水場と上小倉平地区簡易水道施設の２カ所を11月８日に現地で見せていただきました。この浄水場には、沈殿池３基、ろ過池３基と配水池２基が配置されておりまして、その大部分が昭和27年６月に建設されたものであり、薬品沈殿池１基は昭和46年に、またろ過池１基は平成２年に増設されて現在に至っていると伺いました。したがいまして、増設された施設以外の施設は築54年を経過しており、耐用年数の60年から考えても相当老朽化が進んでいると見受けられました。

現在この浄水場が賄う給水人口は3,709人と伺いましたが、この上水道施設が地域住民にとって不断の水道水でなければならないことを考えれば、この施設の全面的な改修を視野に入れた検討がなされてもよい時期に来ているのではないかと思いました。

柴田議員ご承知のように、この施設の改修を検討するとしても、認可までの手続、財政計画の策定などに多くの年月を必要とする事業でもあるからであります。

以上の状況から、定期監査結果報告書では、地域住民のライフラインの一つであること、これら施設を管理する職員の皆さんのご苦労を考えながら、できるだけ早い時期に施設の改修が決定されることを願い、強く要望したいと考えたものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長（宮下順一郎）　公営企業管理者。

（杉山重一公営企業管理者登壇）

〇公営企業管理者（杉山重一）　柴田議員のご質問にお答えいたします。

監査委員の指摘した川内地区の上水道施設の改修にかかわるご質問でありますが、監査委員の指摘と言われます内容について、若干触れさせていただきますと、平成18年度の定期監査結果報告書において、指摘事項としてではなく要望事項として記述されておりまして、その内容を要約いたしますと、川内町上水道浄水場の一連の施設の老朽化が進んでおりますので、全面的な改修を強く要望するというものであります。当企業局といたしましても、川内地区の上水道施設の改修につきましては、合併以前から危惧しておりまして、合併協議会の水道部会においても５年以内をめどに再編するとしております。したがいまして、現在はまだその基本計画が立っておりません。しかしながら、改修につきましては、現在むつ市水道ビジョン策定のため、企業局内部で作業を進めております中でも最大の課題となっておりまして、川内

地区の７カ所の簡易水道施設の統廃合を含んだ川内地区水道再編事業として位置づける予定であります。

このような状況の中で施設の規模及び財源措置についての質問であります。施設の規模については現有の上水道施設１カ所及び簡易水道施設７カ所の施設能力の合計は１日最大配水量2,839立方メートル、計画給水人口7,755人となっておりますが、川内地区においても人口の減少が進んでおりまして、平成17年度末の給水人口が5,366人、当初の計画の69％となっていることを考慮しますと、将来を見据えた適正な規模の施設整備が不可欠であろうと考えております。

また、これらの事業にかかわる財源についてでありますが、上水道にかかわる合併特例債の活用を初め簡易水道にかかわる国庫補助金、辺地債、過疎債を視野に入れまして、より有利な財源充当を確認しながら計画を立案しなければならないものと考えております。

柴田議員ご承知のとおり、上水道事業は地方公営企業法の強制適用を受けておりまして、独立採算制が強く要求され、借入金にかかわる元利償還金など、事業の運営にかかわる経費は水道料金で賄うことが原則となっております。したがいまして、これらの事業計画が具体化してくるということになりますと、それにはまず合併時に引き継ぎ、累増しております約１億1,200万円の赤字の解消を含んだ料金改定を実施し、健全な財政に戻す手段を講じなければなりません。議員初め特に地元選出の議員の方々におかれましては、今後とも水道事業発展のためご協力を賜れるものと確信しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

〇議長（宮下順一郎）　これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

２時20分まで暫時休憩いたします。

午後　２時０７分　休憩

午後　２時２０分　再開

〇議長（宮下順一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎石田勝弘議員

〇議長（宮下順一郎）　次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。15番石田勝弘議員。

（15番　石田勝弘議員登壇）

〇15番（石田勝弘）　私は、新むつクラブ、民主党の石田であります。むつ市議会第191回定例会に当たり、18人中の17番目の登壇者として一般質問を行います。

一般質問は、３月15日から今日まで４日間にわたり16人の同僚議員が市政全般にわたり建設的な、あるいは鋭い、そしてまたユーモアたっぷりのいろいろな質問をされてまいりました。特に原子力行政については、先ほどの柴田議員まで５人の議員が取り上げてまいりましたが、私は同じ原子力関係でも新しいタイプの交付金に着目し、その内容についてお伺いいたします。いわゆる核燃料サイクル交付金についてであります。

全国各地の原子力発電所で発生する使用済み核燃料を原子力発電所施設以外で貯蔵する中間貯蔵施設やＭＯＸ燃料加工施設などの核燃料サイクル施設の設置や運転並びにプルサーマルの実施受け入れや運転などを同意した都道府県、市町村への交付金であります。これは、核燃料サイクルを推進させるために制定されたものでありまして、１施設ごとに数年間で60億円を交付するというものであります。交付金は、県と立地市町村が決められた割合で配分されることになっておりますが、その割合は県の裁量にゆだねられていると聞いております。報道によると、最初県が75％、立地市町村が25％の配分案を県が提示しておりました

が、立地地域側が配分率が少ないと難色を示したため、先月２月中旬には改めて県が３分の２、立地市町村が３分の１という配分率を示してきたと聞いております。そこで、次の３点についてお伺いいたします。

まず､交付金はどのような事業に使われるのか、その使途や内容について。

次は、交付される額と、その期間について。

最後、これが最も重要な点でありますが、むつ市への配分割合は最終的に幾らになると予想しておられるのか､市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

〇議長（宮下順一郎）　市長。

（杉山　肅市長登壇）

〇市長（杉山　肅）　石田議員のご質問にお答えします。

まず、核燃料サイクル交付金についてのご質問の第１点目、交付金の使途など、その内容についてでありますが、本交付金はＭＯＸ燃料加工施設や使用済燃料中間貯蔵施設といった核燃料サイクル施設を設置しようとしている都道府県、または現在稼働している原子力発電所でＭＯＸ燃料を利用するいわゆるプルサーマルを実施しようとしている道県に対し、それぞれの施設の設置に知事が同意した地域に交付される新たな交付金であります。これまでの電源立地地域対策交付金、いわゆる電源三法交付金と大きく違う点は、これまでの電源三法交付金は発電用施設等の所在、周辺市町村及び都道府県に交付されるのに対し、本交付金は当該都道府県に対して交付されるという点であります。

青森県においては、本市の使用済燃料中間貯蔵施設、六ケ所村のＭＯＸ燃料加工施設に加え、プルサーマルを前提に新設される大間原子力発電所が新しい交付金制度の対象となり、３施設に係る交付金が県に交付されることになります。交付の対象となる事業は、公共用施設の整備及び維持補修、企業導入や産業活性化に資する事業、医療施設及び社会福祉施設等の整備及び運営などの福祉対策に資する事業、特産品開発、福祉サービス、人材育成など、地域活性化に資する事業など多岐にわたっており、いずれの事業につきましても、県が作成する地域振興計画に基づき交付されることになります。

ご質問の第２点目、交付額とその期間についてであります。まず、交付決定を受けた年度から施設の使用を開始する年度までの期間に10億円、次に施設の使用を開始した年度の翌年度から５年間に50億円の合計60億円が交付されることになっております。

次に、ご質問の第３点目、むつ市への交付金の配分割合についてであります。本交付金の交付対象は、国の制度上あくまでも県であります。したがって、県が全額交付を受けて県内の全市町村を対象として事業を実施できるわけでありますが、しかしもともとは所在市町村の施設設置の了解がなければ、それ以降の話は進まないわけでありますので、そこのところをおもんぱかって県の裁量により所在市町村等を対象に交付金の一部が配分されることになっているのが現状であります。

石田議員も新聞報道等でご承知のとおり、現在県からは配分割合を県が66.7%、所在市町村が16.65%、周辺市町村の合計が16.65%とする方針が示されております。この配分割合は、対象施設の立地が見込まれている大間町及び六ケ所村に対しても同じ割合が示されており、当初示されておりました配分割合から若干の上積みがあったものの、３施設に係るそれぞれの交付金が県に交付されることを考え合わせますと、到底納得できるものではないと考えております。現在大間町、六ケ所村と事務レベルでの協議を始めておりますので、今後は具体的にどのように要望していくべき

か協議を重ね、３市町村のみならず、関係市町村とも連携をとりながら、引き続き県に対し配分率の引き上げを強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎）　15番。

○15番（石田勝弘）　再質問させていただきます。

この交付金の対象施設は、今市長がご答弁なさいましたが、県内ではむつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設のほか大間町の大間原子力発電所、これはプルサーマルを利用するということで、それから六ケ所村のプルトニウムウラン混合酸化物、いわゆるＭＯＸ燃料工場の３施設でございます。それでは全国ではどういう数の施設が該当し、あるいは具体的にそういう県名、市町村名がわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　企画部長。

○企画部長（渡邉　悟）　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

全国の該当する施設及び地域についてのお尋ねでございますけれども、現在対象となる核燃料サイクル施設につきましては、仰せのとおり、本市における使用済燃料中間貯蔵施設と六ケ所村におけるＭＯＸ燃料加工施設のみでございます。今後平成22年度までに知事が施設の設置に同意した都道府県というのが対象となりますけれども、プルサーマルにつきましては、大間原子力発電所のほか玄海原子力発電所、それから伊方発電所が所在する佐賀県と愛媛県のこの２カ所、昨年知事が同意いたしましたので、これは本交付金の対象になります。

国及び電気事業者においては、今後二つの発電所を含めて十七、八基のプルサーマルの導入を目指す計画と伺っておりますので、これからだんだんふえてくるのではないかなといったようなことが考えられますけれども、それらの施設が所在する道県も対象になるということでございます。

○議長（宮下順一郎）　15番。

○15番（石田勝弘）　先ほどの説明でございますと、この交付金は中間貯蔵施設とかＭＯＸ燃料加工施設など、核燃料サイクル施設の設置や運転に同意した市町村あるいは県に対して、その同意後運転開始までの期間に10億円、そして運転開始後５年間で総額50億円を交付するということでございます。むつ市に当てはめてみますと、中間貯蔵施設の受け入れを既に私たちは同意しているわけでありますが、現在から運転開始予定の2010年までの数年間で10億円、そして運転開始後５年間で50億円が交付されるということになりまして、その割合というのは県の裁量で決まると。それが今現在はむつ市は33%、そのうちの半分はむつ市で、残りの半分は周辺に使われるという分配割合になっているわけでございますが、市長は先ほどそれではとても納得できないというお答えでございました。市長は大体何%を地元で欲しいという自分の腹案があるのでしょうか。それがありましたらお願いいたします。

○議長（宮下順一郎）　市長。

○市長（杉山　肅）　玄海では、フィフティー・フィフティー、こういう考え方で大体おさまりそうです。そっちでフィフティー・フィフティーでやっているのに青森県がそれより少ない額を市町村に配るというのはおかしいではないのという考えは持っていますし、これは基本的に六ケ所村もフィフティー・フィフティー、大間町も大体そのような考え方。私は六ケ所村と大間町に引っ張られてそういう考えになっております。

○議長（宮下順一郎）　15番。

○15番（石田勝弘）　当初地元の立地地域が25%、県が75%というのが去年の11月に県から示された割合だと思います。２月中旬には、それを県が地元に対して33%と若干プラスして提示したということでございます。それでも私たちから見れば、

非常に地元が少ないという気がいたします。そこで、３月５日にむつ市、大間町、六ケ所村の３施設の担当者がむつ市役所でそのことについて情報交換をしたということですが､その内容について、もしお知らせできればお願いしたいと思います。

〇議長（宮下順一郎）　企画部長。

〇企画部長（渡邉　悟）　簡単にご説明いたします。

最初75対25、その後３分の２対３分の１というような比率でございますけれども、いずれにしても、この立地市町村の方には周辺と隣接、隣接、隣々接も含めて25％、もしくは33％、あるいは50％、そういったことでございます。この隣接と隣々接と割合を含めての協議が決定しない限りは、なかなか最終的な確定ということにはまいりません。だから、半々ずつとっても、例えば立地市町村とその他を含めて半分となると、結局４分の１になる。この辺の詰めはまだこれからということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長（宮下順一郎）　15番。

〇15番（石田勝弘）　先ほど市長は、この配分率を検討するに当たり、玄海町は50％だと、だから六ケ所村も大間町も大体その考えに近いだろうと。むつ市はその意見に引っ張られているというようなお話でございましたが、それは逆に市長がリーダーシップとって60％、70％と言い出した方がいいのではないですか。その辺の気持ちをお聞きしたいと思います。

〇議長（宮下順一郎）　市長。

〇市長（杉山　肅）　私自分が物わかりがいいのか悪いのかよくわかりませんが、これは原子力についての協力体制を醸成するための交付金という考え方、もう一つは最終処分場を除く原子燃料サイクル、これを早期に完成させたい。特にプルサーマルとそのほか「もんじゅ」だとか、そのような新しい型の発電所をつくりたい。高速増殖炉ですね。そういう含みが多分にあると考えられますので、立地地域だけを中心に交付するということよりも、県知事が同意を出した地域という前提がついているのは、その県ができれば過半数の県民がこのような考え方に同意をしてくれることに期待をかけているという考え方を持たなければならないものだろうと思っています。県民がそう思ってくれるとしても、立地するところがなければ、そっちに同意する必要もないわけですから、その辺のこっちをとるか、こっちをとるかという間で考えれば、50・50という考え方が一番考えやすいということではないでしょうか。佐賀県はそのような多くの方が納得できるような割合を提示したものと思われますので、大体こういうものは右並びになった方がいいのではないでしょうか。

〇議長（宮下順一郎）　15番。

〇15番（石田勝弘）　私も配分割合は立地市町村が最低でも50％確保を目指すべきだと思います。そして、県への対応は、先ほどおっしゃいました大間町、六ケ所村と３市町村が連携して強く県に要望して､ぜひこの50％を確保していただきたいと、私もそう思います。

それから、どのような事業が考えられるかということでございますが、交付金を活用してせっかくつくった施設がランニングコスト、維持費がかかり過ぎるものはちょっとまずいのではないかなと。先ほどの答弁では、維持費もそれに含まれるということですので、その辺のこともあると思いますが、具体的な例ではどういう施設、例えばむつ市が今、これを使えばこういうのをつくれるよと。今から2010年までの間に、例えば10億円のうちの50％とすると、むつ市に５億円です。５億円のものを、ではどういう事業が考えられるか。それから、この５億円の場合は、自主財源としてはゼロで考えていいのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　企画部長。
○企画部長（渡邉　悟）　お答えいたします。
　これで間に合う分であれば、それはゼロで結構でございます。不足した場合どういう財源を足してやるかは、そのときそのときの、その事業の内容によって決まりますけれども、今までの電源三法交付金と内容的にはそんなに変わらない形での使い方。ただ、これはあくまでも県に交付される交付金でございますので、県の事業としてうちの方の要求する事業がどれだけ取り入れてもらえるか。その枠の中で要望して、それを計画に入れてもらうと、そういうやり方でございますので、かなりな検討、協議は必要かと思います。
○議長（宮下順一郎）　15番。
○15番（石田勝弘）　それでは、先ほどどういう施設にこれが活用できるかということで、県が策定した地域活性化のために産業活性化、あるいは福祉対策、医療関係というようなのを列挙されましたが、この問題で、医療関係で、今大変な大畑診療所あるいは川内病院、脇野沢診療所、遠くは佐井診療所、大間病院、こういう関係にも活用可能ですか。
○議長（宮下順一郎）　企画部長。
○企画部長（渡邉　悟）　お答えいたします。
　この具体的な部分につきましては、市で独自にやれるというわけではございません。あくまでも県と協議してやれるかどうか検討しなければなりませんので、今この場では即答できないということでご理解いただきたいと思います。
○議長（宮下順一郎）　15番。
○15番（石田勝弘）　具体的にはそうだと思いますが、それでは例えば施設をつくるというハードの面と、それから例えば観光ＰＲ活動するというようなソフトの面といろいろありますが、それどちらでも使えるようになると思いますか。
○議長（宮下順一郎）　企画部長。
○企画部長（渡邉　悟）　ソフト、ハード、今までの電源三法交付金は、そのままどちらでも使えますけれども、ソフトにしても全部使えるというわけではなくて、直接の市民へのサービス部門でないと、今でさえ許してもらえません。一般の事務職への充当は、これはできないので、例えば消防士とか保育士、看護師、こういった部分に当てておりますが、これは直接住民へサービスする、接触する部分ということで認められております。それが核燃料サイクル交付金でも全く同じかどうかというのは、まだこれからちょっと向こうとも話をしなければなりませんし、県の考え方もあります。この計画自体は県と協議してつくったものを、それをまた国に示して承認いただけないと、それは実行できない、そういったことでございますので、まだ幾つかのハードルがございます。ただ、金銭的に額がそういう形で決まっているという段階で、内部の具体的な部分はまだこれからのところがかなりあるということでご理解いただきたいと思います。
○議長（宮下順一郎）　15番。
○15番（石田勝弘）　具体的には、これから詰めていかなければならない作業がたくさんあるということでございます。
　それでは、この交付金を活用することによってむつ市の財政健全化に幾らかでも寄与するというようなことは確実に行われるでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。
○議長（宮下順一郎）　企画部長。
○企画部長（渡邉　悟）　財政の健全化の方に寄与するかということでございますが、この電源三法交付金は今の健全化計画には、これは核燃料サイクル交付金、これは今全く入れておりません。見ておりませんので、これを今健全化計画を含めた事業の中である事業をこの核燃料サイクル交付金で振りかえすることができますれば、その分の一

般財源ほか必要な、今赤字解消のために使われる財源は浮くことになりますので、それを確実に浮かせて赤字に充当していくことを考えれば、必ずプラスになると考えております。

〇議長（宮下順一郎）　15番。

〇15番（石田勝弘）　それでは、最後に市長にもう一度お尋ねしたいと思います。

　私は、やはり地元が最低でも50%の確保を、分配率を目指すべきだと思います。先ほどの説明だと、市長もそういう気持ちは十分にありますが、再度確実に50%でないと納得しないという気持ちを表明していただきたいと思います。

〇議長（宮下順一郎）　市長。

〇市長（杉山　肅）　腹づもりはそうですが、じょっぱり過ぎてアブハチ取らずにならないように気をつけます。

〇議長（宮下順一郎）　これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

　３時５分まで暫時休憩いたします。

午後　２時４７分　休憩

午後　３時０５分　再開

〇議長（宮下順一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

〇議長（宮下順一郎）　ここで本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎村川壽司議員

〇議長（宮下順一郎）　次は、村川壽司議員の登壇を求めます。12番村川壽司議員。

（12番　村川壽司議員登壇）

〇12番（村川壽司）　むつ市議会第191回定例会において、ラストを担当します村川壽司であります。スポーツを愛し、子供の未来を考える男をモットーに今まで議員活動をやってまいりました。

　３月９日の朝の大雪で一面雪景色になり、例年この時期に見られる寒の戻りを超えて、さらに冬に戻ってしまったのではないかと思われる日、その雪はすぐ消えてしまいましたが、スキー場に雪がないので、スキーファンはがっかりです。また、道路には積雪がほとんどないため、除雪業者は仕事ができず、その作業員の方々の生活は非常に厳しい状態に置かれ、さぞかし難儀なことと拝察いたしております。反面、東北電力の原子力発電所の点検のため、作業員が３カ月余り各ホテルや旅館に宿泊していること並びにマスコミ等によるむつ市の紹介で、例年になく冬季の旅館、ホテルの宿泊者が多かったということによる市内の経済の活性化が図られたとも聞き及んでおります。いずれにしろ悲喜こもごもの2007年の幕あけも、もはや３カ月を経過しようとしております。

　それでは、質問に入らせていただきます。第１の質問は、旧むつ市内の未舗装道路についてお伺いいたします。昨年も６月のむつ市議会第188回定例会で道路関係について質問いたしましたが、未舗装の道路、つまり砂利道路の改修についての市民からの苦情が依然多くあります。市当局では、計画的に補修、改善を行っていることと思いますが、住民の立場からすると、その改修状況もなかなか目に見えない状態でありますので、今回さらに地域の範囲を広げて質問させていただきます。

　質問通告書を出した時点では、町内会別の未舗装道路のワーストスリーについてお伺いする予定でしたが、各町内にまたがっている道路もあるということですので、それにかえて今回は私個人の目で見、実際に歩いて感じた早く舗装してほしい

なと思う箇所について述べさせてもらいます。
　大曲、金曲方面では、赤川駅を背中に、ちょうど赤川駐在所のあったところを基準に、右、大曲一丁目、左、金曲三丁目、あの道路です。大曲一丁目の方は、あの道路の一番端に福祉センター、ハートランドさくらができたところまで、今舗装されました。しかし、その左側の道路はほとんど未舗装。砂利というよりも穴がすごくあいている道路でございます。ただ、不思議なのは、ハートランドさくらのところで道路が終わりなのですけれども、そこから20メーターくらい道路がないのに車の通った跡がたくさんあります。ちょっと目を上げてみたら、その前には大人の遊技場がありました。そこの駐車場に行く近道になっているのかなと、そう感じました。
　また、その逆の金曲の道路については、新田名部川まで一直線、ほとんど未舗装、そしてでこぼこ道路でした。
　また、緑町については、ちょうど緑町保育所の周辺が非常に道路が壊れております。
　それから、品ノ木方面では、品ノ木の市営住宅団地の周辺の道路がほとんど未舗装です。
　そして、品ノ木から国道を一つ超えて田名部上道の品ノ木集会所のある裏の方の町内もほとんど砂利道路です。
　さらに、下北町では元カラオケ店があったところからプラザホテルの裏を過ぎてアツギむつ株式会社の元定時制があったところの入り口までの道路、これもまた未舗装で、雨降れば、もうすぐ穴があくような感じの道路です。
　それから、松森町から山田町のバス停にかけての道路も左右に通じる道路はほとんど未舗装の状態であります。
　さらに、城ケ沢の近沢のバス停がありますけれども、そのバス停から近沢の人たちが通っている奥に墓地がありますけれども、その墓地も未舗装道路になっております。
　以上、８地域の住民は、日常使う道路のことですので、ふだん非常に不便を感じておられると察します。ぜひ早急に道路の舗装を手がけてほしいものだと実感しました。
　その他にもあろうかと思いますが、私の歩いてみた場所を幾つか挙げてみました。これらの道路について、いつごろから、どのあたりから整備、改修が実施されるのか、その整備順序など、計画しておりましたら詳しく教えていただきたい。もちろん大畑、川内、脇野沢地区にも同様な日常生活に不便を感じている未舗装道路の箇所があろうかと思います。それも同じく考えて早期改修を実施されるよう切に要望いたします。
　それでは、次に二つ目の質問に入ります。先月18日、銀座、浅草などの東京の名所をマラソンコースとして開放した初の東京マラソン、市民ランナーを含め３万人余りが参加し、小雨の寒い中、わずか126名を除いてほとんどの全員の選手が完走したという快挙､問題点が幾つかありましたが、ランナーもボランティアのサポーターもみんな笑顔で楽しんでいた一つの市民マラソン文化とも言うべきイベントが行われました。万人が夢と感動を共有できるスポーツの振興に私も一層邁進していく覚悟を新たにいたしました。
　さて、ことしのむつ市のスポーツ界での最大のイベントは、第62回市町村対抗県民体育大会と第20回全国スポーツ・レクリエーション祭ではないでしょうか。７月から８月にかけて県内40全市町村から多くの人たちがむつ市にやってきます。９月には､47都道府県から｢スポレクあおもり2007　熱くなれ　みんな輪になれ　りんごの国で」をテーマに多くの人たちがむつ市を訪れます。ことしは、それ以外にも県レベルの各種スポーツ大会が多くむつ市で開催される予定になっております。例年になく活気のある１年になるような気がして

おります。
　そこで、その選手たちの受け入れ側であるむつ市として、受け入れ態勢についてお伺いいたします。本来ならば、総合体育館並びにサブトラックのある陸上競技場で県内の選手の皆さん、全国の選手の皆さんをお迎えしたいわけですが、現状では財政事情のため、そこまで施設が整備されておりません。設備、施設の面では満足いかない点も多々ありますが、各地の選手の皆さんに喜んで大会に参加し、心に残るむつ市の温かいおもてなしの思い出をお土産に持って帰ってもらえるようにすることができないでしょうか。そこで、３点について質問いたします。
　一つ目には、旧市民プール周辺の整備を提案いたします。また、野球場のフェンス並びに陸上競技場のフェンスの折れている箇所の整備、補修を行い、安全に安心してプレーできるように配慮してほしい。特に運動公園周辺では、スポレクのオープン種目としてフライングディスクという特別種目も実施されますので、その周辺地域の整備を心がけてほしいものです。
　また、ちなみにもう一つの種目であるスポレクのイベント、インディアカがしもきた克雪ドームで行われます。
　二つ目は、相当数の選手や応援者が県内から、またスポレクに至っては全国から、選手およそ700名に、その他の応援団を含む関係者等かなりの人数の方々がむつ市を訪れることになり、経済効果も期待できます。むつ市を紹介するには絶好のチャンスです。宿泊面、交通面、観光面等々最高のＰＲのチャンスです。その迎え入れ体制について今の段階でどこまで計画、予定しているかをお伺いいたします。
　三つ目には、特にスポレクに関してですが、小・中学生たちの交流の場をつくれないものでしょうか。国際大会、例えば今青森市で行われているカーリングの世界大会に出場する各国の選手の応援と交流を兼ねて各校で応援国を決め、その国の選手を応援するグッズを準備したり、その国の言葉で応援する練習をするなどの工夫を懲らしたり取り組みがなされております。小・中学生については、青森市では１校１国という形で応援しております。そこで、９月にむつ市で行われるスポレクでも47都道府県から選手がやってくるわけですから、むつ市の子供たちとの交流の場を設けてみてはどうでしょうか。このようなまたとない機会をとらえ、ふだん学べないような体験を通して子供たちは大きく成長するのではないでしょうか。
　先日大平小学校と大平中学校の卒業式に参加させていただきました。手づくりの感謝を込めたメッセージ、すばらしい合唱、感動の余り泣いている子供たち、毎年のことながら、私も胸が熱くなる思いでした。この子供たちのことですから、お客様へのすばらしいおもてなしのアイデアをきっと考えてくれるでしょう。そして、温かい心を持った人間として成長し、必ずむつ市を支えてくれることと確信しております。ぜひ一考をお願いします。
　以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。
○議長（宮下順一郎）　市長。
　　　　（杉山　肅市長登壇）
○市長（杉山　肅）　村川議員のご質問にお答えいたします。
　質問の第１点目につきましては、市道認定あるいはそれに準ずる認定をしている道路が約１本しか挙がっていないように思われましたけれども、これについては建設部長からお答えします。
　その他の質問については、教育委員会から答弁があります。
○議長（宮下順一郎）　教育長。
　　　　（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏）　ただいまの村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、各スポーツ施設の見直しと改善策についてでありますが、議員ご指摘の総合体育館やサブトラックの建設及び旧市民プール跡地の駐車場への転用につきましては、むつ運動公園の機能強化上、ぜひ欲しい施設でありますものの、現下の市の財政状況を考えますと、早期の対応は大変難しいのが現状でございます。ただ、先ほどご指摘されました旧市民プールの建物等につきましては、景観上も見苦しい状況にありますので、その解体撤去につきましては、市長部局とも協議をしていきたいと、このように考えております。

また、議員ご承知のとおり、ことしはむつ市におきまして、８年ぶりに第62回市町村対抗青森県民体育大会が開催されることとなっております。県内各地から選手、役員約6,200名の参加が予定されております。大会事務局を預かる私ども教育委員会といたしましても、大会の成功に向けてむつ市体育協会と連携を密にしながら、準備に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第20回全国スポーツ・レクリエーション祭が９月23日、24日に開催されることになるわけでありますが、それに伴いまして、温かいもてなしの心で受け入れ、印象深いむつ市のイメージを与える策はないかということについてでありますけれども、むつ市ではインディアカとフライングディスクの２種目が実施されることになっております。全国各地から約800名の選手、役員が参加する予定となっております。

議員ご指摘のとおり、この機会にさまざまな形で全国に魅力あふれるむつ市を発信し、むつ市のイメージアップと活性化につなげる絶好の機会にしたいと考えているところであります。むつ市実行委員会では、参加者と地域住民が友好を深め、ともに楽しむことができる交流を主体とした歓迎レセプションのほか、インディアカ種目の会場となりますしもきた克雪ドームの一角に市内の関係団体の協力を得ながら、下北の観光案内所や地元特産品の展示販売コーナーの設置、全国スポレクの関係者と市民が交流を深めることができる無料休憩所やホタテのみそ汁を無料で提供する場を設けるなど、下北の豊かな自然と人情の温かさに触れていただき、魅力あるむつ市を強くアピールしていきたいと考えております。

次に、参加者の宿泊につきましては、青森県実行委員会で選定いたします宿泊施設の中から県内旅行社５社で構成するトラベルセンターが都道府県別、種目別、男女別を考慮して配宿することとなっております。また、参加者の輸送につきましても、青森県実行委員会がトラベルセンターや関係機関などの協力を得て輸送の便宜を図るとともに、輸送手段の確保に努めると伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子供たちとの交流の場を設けることはできないかということについてでありますが、全国スポーツ・レクリエーション祭のメーン会場となりますしもきた克雪ドーム内にニュースポーツの体験コーナーを設置し、全国各地からの参加者と市民、そして小・中学生が気軽に交流を深めることができるようにいたしたいと考えておりますので、私どもといたしましては、この機会を一過性のもので終わらせることなく、これを機にスポーツ、レクリエーションに親しむことができる環境づくりを推進し、生涯スポーツの振興に寄与するようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎）　建設部長。

○建設部長（成田　豊）　村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市の道路整備についてでございます

けれども、旧むつ市の中心にお尋ねがありましたので、その現状についてまずお答え申し上げたいと思います。旧むつ市内の生活道路を構成しております市道、市有地道路敷あるいは法定外公共物としての市有地となっている道路全体では742路線、延長にいたしまして288キロメートルとなっておりまして、その舗装率は約77%であり、残り66キロメートルが未舗装道路となっております。また、先ほど市長も若干触れましたけれども、市が直接整備できない私道等でございますけれども、これは134路線ありまして、その延長は29キロメートル、舗装率は約31%となっております。

今後の道路舗装の整備等についてでございますけれども、多額な費用が伴いますことから、明確には現時点ではお答えすることはできませんが、ちなみに平成18年度では、委託工事合わせまして50件、３億3,022万円ほどの予算を持っておりました。ただし、これについては災害６件ございましたので、その2,089万円を除きますと、44件で３億933万円程度になります。それに対しまして、現在審議をいただいております平成19年度の予算でございますけれども、委託工事合わせまして合計で36件、３億8,697万円ほど予算計上しているところでございます。件数では８件ほど減少になりましたけれども、費用的には7,000万円余増額となっております。

市でも平成17年度のあたり、市全体を見て、その整備を急がなければならないところがどういうところにあるかというふうなことで、大体今後の５年間の整備の予定も視野に入れながら検討しております。そういうふうなことで、今後また予算をいただきながら整備してまいりたいと思いますが、きょうの最初の質問の中で市長は、限られた予算で可能な限り市民の生活に密着したものを整備するというふうなことをお話ししております。私どももそれに沿ってこれから努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎）　12番。

○12番（村川壽司）　ご答弁どうもありがとうございます。

それで、二、三質問させていただきますが、一つ目の道路問題について質問したきっかけは、私が議員に当選した年に松森町に住んでいる１年生の子から、「私の家の前の道路がどうしてよい道路、舗装道路にならないの。遅く家が建った方が早くよい道路になって」という言葉をかけられ、そして４年たちましたら、その子も今は４年生です。そして、４年間、顔を出せば同じことをよく言われまして、そしてそれとあわせて松森町も元山田町の町内会に入っておりましたので、町内会の総会でもいつも出てくる問題がこの本道路のわきの横道の道路なわけです。それで、本道路の方のわき道を見ても、舗装されているのは３本くらいで、あとはほとんど舗装されていない。側溝が入っているところは２カ所ほどありますけれども。そういうことで町内会でいつも出ますし、何とか横道、つまり砂利道路を早く側溝を入れて舗装道路にしてほしいというお願いをいたしました。特に町内会でも山田町内会は世帯数も多く、なおかつ本道路は今はスクールバス、ＪＲバス、朝夕出勤通学時、すごく込む、そういう道路であります。そういう点で、横道の道路をしっかり確保して、すっと本道路を抜けて学校へ登校またはうちへ戻る、そういう形にしてもらえないか、そう思いまして質問いたしました。ことしの計画に入っているかどうかはわかりませんけれども、まずひとつ山田町の道路の現状を見て、これからの予定というものがもしあれば聞かせてほしいなと、そう思います。

○議長（宮下順一郎）　建設部長。

○建設部長（成田　豊）　お答えいたします。

今山田町の付近を中心にお話しされましたけれ

ども、調査をしてみますと、山田町は現在町内会に属している世帯が665世帯、大変な大規模な町内会でございます。むつ市全体で見ますと、田名部地区の新町が810世帯、大平町が770世帯、小川町が690世帯と、それに次ぐ大きさでございます。そういうふうになりますと、かなりその地域が広くて、特に最近は開発行為等によりまして、そういう住宅地が開発されていったものもあると思います。そういうふうなことで、市で直接手を加えることができない部分もございますので、機会をとらえまして、実態を見させていただいて、どうしておくれているのか、またできないのか、その辺を後日現場を見た結果に基づいて議員にお答え申し上げたいと思いますので、きょうこの場ではこの程度にしていただきますようにご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎）　12番。

○12番（村川壽司）　それから、道路の件でもう一つ、城ケ沢の近沢の件、先ほどお話ししましたけれども、近沢の部落から山の奥の方へ入ったところに墓地があるのだそうです。その墓地までの道路の整備をあわせて市にお願いして、舗装にしてあげるからと言ってくれた議員に我々の先輩である木村亀治議員がおるわけです。それで、残念ながらその実現ができないまま旅立ったわけですけれども、その墓地の奥にさらにおばあちゃん、ひとり暮らしの方がおるということで、そういう墓地までの道路と、なおかつおばあちゃんが一人で住んでいる奥地までのご配慮というものも考えてみてよろしいのではないかなと、そう思いまして、近沢の道路の件についてお話ししました。

　それから、これお答えしてほしいのですけれども、一番最後に言えばいいのですが、道路の関係もございまして、ドームに向かって田名部寄りからの道路が踏切のところも拡張して、非常に今スムーズに入れるようになっております。しかし、大湊側からの道路、大分できているのですけれども、私の目から見ると、あそこは橋がかかければ、もう開通できるのではないかなと思います。先日休みの日にちょっと行ってみたら、ちょうど某会社の人がいましたので、聞いてみたら、「うん、橋さえできれば、アスファルトを敷けば、もう通れますよ」と。それで、私も逆のヨットなどを置いている方からも現場を見てみました。そして、ずっと歩いて橋のあたり、橋をつくる予定のところまで行ってみました。そうしたら、もうあとは橋だけということで、あとは県の事業ですから、県の方でなされると思うのですけれども、それができれば本当に９月、車の入りも出ていくのもすごく便利になるなということで、今の段階でいつごろできるか、建設部でわかっている部分だけ教えていただければなと。よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎）　建設部長。

○建設部長（成田　豊）　先にお断りしておきますけれども、お答えになるかどうか。

　近沢の件につきましては、先ほどのお答えと同様になりますけれども、その実態を見て、その道路がどのようなものになっているのか確認したうえで、その対応を考えてまいりたいと思います。

　それから、今しもきた克雪ドームのところの道路の話が出ましたけれども、この点につきましては、今年度の予算の港湾総務費の方で負担金として持っておりまして、事業が四つか五つありますけれども、昨年よりは1,855万円増額になって、港湾の改良事業では旭町から大平までの、ウェルネスパークまでの既存の道路の拡幅とか、それから臨港道路として大平マリーナから大平臨港までの470メーター、その中には橋の22メーターもございますけれども、これらはいずれも平成19年度、残念ながら９月にはちょっと間に合わないようでございまして、平成19年度末の完成予定で現在進めているところでございますので、ご理解をお願

いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　12番。

○12番（村川壽司）　私の目では、作業員と話をしたときは、７月ごろまでにはできるのではないかなという話もしておりまして、ちょっとうれしくなったのですけれども、県の方でそういう事情であればいたし方ないにしても、もしできるのであれば、スポレクのあたりまでに全国の方々にご紹介できればいいなと、そう思います。

それから、旧市民プールとその周辺です。先ほどの教育長のお話でわかりましたけれども、私もけさじっくりそこを眺めながら議会に来ました。やっぱりその横にいい競技場がありますので、あの形では寂しいです。並びにテニス場から上に上がったところのトイレ、それから児童公園のトイレ、運動公園の中ですので、そのトイレ、今はベニヤ板で冬期間は使用できませんという看板を掲げながらベニヤでドアを閉めておりましたけれども、昨日も鎌田議員がおっしゃられたように、快適なトイレにできればいいなと。本当に旧式のトイレで､男子の場合も３人並べるのを１人立つと、やっぱり２人、３人と入りたくても入れないという形のトイレですので、その辺の改善策、または運動公園の中の真ん中に新しいきれいなトイレができていますので、もう古い方は使わせないのだったら使わせないという形でどちらかにするか、お話ししていただければと、そう思います。

あわせて、特に児童公園の方、小さい子、特に男の子、市民体育館もそうですけれども、市民体育館の場合は、小さい子は届かないもので、角材を台にして、それに上がって用を足す。そういう形で児童公園の便所もつくられているので、その辺について何か改善策等ありましたらお願いします。

○議長（宮下順一郎）　教育部長。

○教育部長（宮下孝信）　村川議員の運動公園周辺環境の整備につきまして、お答え申し上げたいと思います。

まず、旧市民プールの周辺につきましては、周辺を、隣接を小川が通っていまして、かなり軟弱地盤ということで、この埋め戻しにつきましてもかなり工法を要するということで以前伺っておりまして、これらにつきましても、解体等含めまして、今後の重要な課題になろうかと思っております。

また、テニス場、トイレ、運動公園全体のトイレの環境につきましては、かなり私ども市民の皆様にご不便があろうかと思ってございます。これにつきましては、鋭意環境改善に努めるということで、かなりの財源を要する中、財政交渉も努力はしておりますが、現状かなり厳しい状況にあるということで、各種大会におきましては、ふだんより清掃、環境美化を手厚くするという方向で対応してまいりました。今回また平成19年度におきましては、二つの大型イベントが入りますため、この辺につきましては、周辺環境の美化と、それからトイレの徹底した清掃等に努力して、何とかとりあえずではございますが、そういう方向で対応してまいりたいなと思ってございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　12番。

○12番（村川壽司）　最後に市長にお願いいたします。

市長が在任中に、私も何回かお願いしました総合体育館、陸上競技場のサブトラックができないものかどうか。さらに先ほど交付金のお話が石田議員から出されました。そのお金をそちらに全部回すというわけにはいきませんけれども、何とかそういうお金でも利用して、総合体育館と陸上競技場のサブトラックができないかどうか、少しでも明るいお話を聞かせていただければなと、そう思います。お願いします。

○議長（宮下順一郎）　市長。

○市長（杉山　肅）　教育委員会の所管について、あえて口を出しますけれども、さっきのトイレの話ですが、トイレは陸上競技場をつくったときに変えようとしたのです。起債残高が残っていて壊せなかった。壊せなかったから、古いのを残したまま新しいのをつくっているのです。でも、古しいのはなるべく使わないようにしようというわけにもいかないのです。400メータートラックの周りにあるもので、それなりに需要があるものですから、残してあるのです。

　サブトラックのお話でございます。十分ご承知と思いますが、今日本陸連の基本的な方針は、サブトラックはメーントラックと同じ規格でつくれと。そうしますと、スタンドは要らないけれども、トラックも全部アンツーカーにしなければならない。投てきの部分も投てき用できちんとつくらなければならない。大体７億円から８億円かかる。総合体育館をつくるとなると、今の場所がよくないというご指摘もございます。雪が落ちるような建物をつくるなと、こういうご指摘もありますので、駐車場が足らない。新しく土地を買って体育館をつくらなければならないだろうと。こういうような後からつくるものは、立派につくらないと間に合わないのです。全部逃げ口上で今しゃべっている最中です。私は陸上競技協会の会長というのもやっていますので、サブトラックはつくりたいのです。ましてやサブトラックをつくるために冬期間のトレーニングセンターみたいなものも欲しい。ところが、その前に市営住宅をつくれというような声の方が強い。政策的に、総合的に判断しなければなりません。私も当選して１年半以上たちまして、あと２年ちょっとしか残っていませんから、どうなりますか。腹の中に常に方針は持っています。そういう非常に悩んでいる最中であるということで、答えにならない答えを申し上げてご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　これで、村川壽司議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮下順一郎）　以上で本日の日程は全部終わりました。

　明３月23日は、付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

　本日はこれで散会いたします。

午後　３時５４分　散会